

女川町 子ども・子育て 支援計画

子どもたちが健やかに生まれ、
心身ともにたくましく成長するとともに、
保護者が子育てのよろこびを
実感することができるまち



支え合い
ともに生きる
まち

いきいき
活動できる
まち

最期まで
安心して暮らせる
まち

いきがいを
持って暮らせる
まち

はじめに

東日本大震災から9年。本町では、「女川町復興計画」に基づく復興事業も概ね進捗し、新たな街並みも概成を迎えております。平成31年3月には「女川町総合計画2019」を策定し、これからの10年に向けた町政の基本的な方向性を示しています。



これまでの復興まちづくりを進めていく中で、町民の皆様一人ひとりの「それぞれが今やれることを、やるべきことを」という思いと、そこから始まった行動、その行動からできたつながりと、支え合いが最も大きな力になったと考えています。この思い、行動、つながり、支え合いという復興期に積み上げられた財産は、今後の人口減少社会においてより一層必要であり、子どもから高齢者まで、また障害の有無に関わらず、地域の支え合いとつながりの中で、一人ひとりが幸せを感じながら、生涯にわたり安心して暮らせることが、最も重要になると考えております。

本計画では、「女川町総合計画2019」の女川町がめざす将来像「『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち」に基づく子ども分野の計画として、第1期計画の基本理念である「子どもたちが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長するとともに、保護者が子育てのよろこびを実感することができるまち」を引き継ぎながら、本町における各種子育て支援施策、母子保健施策を推進してまいります。

また、本計画では、放課後の子どもの居場所の確保、子育て家庭を切れ目なく支える体制の整備等を重点施策として掲げ、引き続き、地域における子ども・子育て支援体制の強化に取り組んでまいります。本町の子どもが健やかに育つための環境づくりには、町民の皆様、ボランティア、各種団体、事業者等が協力して、地域全体の子育て力を高めることが重要です。町民の皆様には、今後一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート、ヒアリングで貴重なご意見をいただきました町民の皆様、熱心なご審議をいただきました女川町子ども・子育て会議の委員の皆様から心から感謝申し上げます。

令和2年3月

女川町長 須田善明

目次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画の背景と趣旨	3
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけと構成	6
3 計画の期間	7
4 策定体制	8
第2章 女川町の子どもを取り巻く現状と課題	9
1 子ども・子育て支援を取り巻く現状（人口動態）	9
2 子ども・子育て支援事業計画二一ズ調査の結果	14
3 第1期計画の評価	27
4 計画策定に当たっての課題	37
第3章 計画の基本的考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 重点施策	41
4 計画の体系	44
第2部 子ども・子育て支援施策の展開	45
第1章 子どもの健やかな成長と活動の支援	47
1 子どもの居場所の確保	47
2 子どもの健全育成	48
3 学校教育環境等の整備	49
4 確かな学力の向上	50
5 次世代の親の育成	51
6 中高生世代の主体的な活動の支援	51
7 社会への参加・参画の機会の充実	52

第2章	すべての子育て家庭への支援	53
1	子どもや親の健康の確保	53
2	「食育」の推進	53
3	心のケア対策の充実	54
4	小児医療の充実	55
5	子育てに関する情報提供、相談	56
6	子育て支援拠点における取組み	57
7	子育てを支える地域の構築	58
8	職業生活と家庭生活の両立の推進	59
第3章	すべての子どもが大切にされるための支援	60
1	子どもの貧困対策の推進	60
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	61
3	児童虐待防止対策の充実	62
4	障害児施策の充実	63
5	子どもに対する適切な心のケア	64
第4章	安心・安全で快適なまちづくりの推進	65
1	安心・安全な道路交通環境の整備	65
2	交通安全教育の推進	65
3	子どもを災害や犯罪等から守るための活動の推進	66
第5章	教育・保育サービスの充実	67
1	教育・保育サービスの提供	67
2	多様な保育サービスの提供	68
第3部	事業の見込量	69
第1章	見込量と確保方策	71
1	教育・保育提供区域	71
2	人口推計	71
3	教育・保育事業	72
4	地域子ども・子育て支援事業	75

第4部 母子保健計画	83
第1章 母子保健計画の概要.....	85
1 趣旨.....	85
2 策定根拠.....	85
3 基本理念.....	85
4 母子保健計画の位置づけ.....	86
5 母子保健計画の対象期間.....	87
第2章 女川町の母子保健に関する現状	88
1 人口動態.....	88
2 母子保健事業の方向性.....	88
3 第1期計画の評価	89
4 健やか親子21（第2次）に基づく第1期計画の評価.....	97
第3章 女川町の母子保健に関する課題	104
第4章 目標値.....	106
第5章 目標を達成するための方策	110
第5部 計画の推進体制	113
第1章 施策の推進体制	115
1 子ども・子育て会議での評価・点検.....	115
2 評価指標の点検.....	115
第2章 国、宮城県、近隣市、関係団体との連携.....	116
資料編	117
1 検討体制.....	119
2 検討経緯.....	120
3 子ども・子育て支援事業計画二一ズ調査概要	122
4 パブリックコメント概要.....	124
5 用語集.....	126

第1部 計画の概要

第1章 計画の背景と趣旨

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

国では平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、市町村及び県や企業に行動計画の策定を義務付けてきました。「次世代育成支援対策推進法」は社会全体で10年間の次世代育成支援対策に関する集中的・計画的な取組みを促進することを目的としています。

少子化が進行していることや、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、待機児童問題等もあることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざして、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

平成27年4月から、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」がはじまり、新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図っています。

また、「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月31日までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、平成26年に改正し、期間を令和7年3月31日まで延長し、今後の10年間で更なる次の取組期間としました。この改正によって、市町村の行動計画の策定は任意とされました。

平成28年には全国の出生数が100万人を切り、その後も減少の一途を辿っています。国では、少子高齢化に真っ向から挑むこととし、「一億総活躍社会」の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成28年6月に閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進などを示しました。

平成29年12月には「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代、子どもたちに政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。

就学児については、平成30年9月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31年度から実施が進められています。

また、近年では児童虐待事件が後を絶たず、大きな社会問題となっています。平成28年3月には「児童福祉法」の一部が改正され、児童が権利の主体であること、最善の利益が優先して考慮されること等が明文化されました。児童虐待については、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制強化などを講じることが示されています。

子どもの貧困については、平成26年1月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

さらに、令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村では貧困対策計画策定の努力義務が課せられています。

(2) 女川町の動向

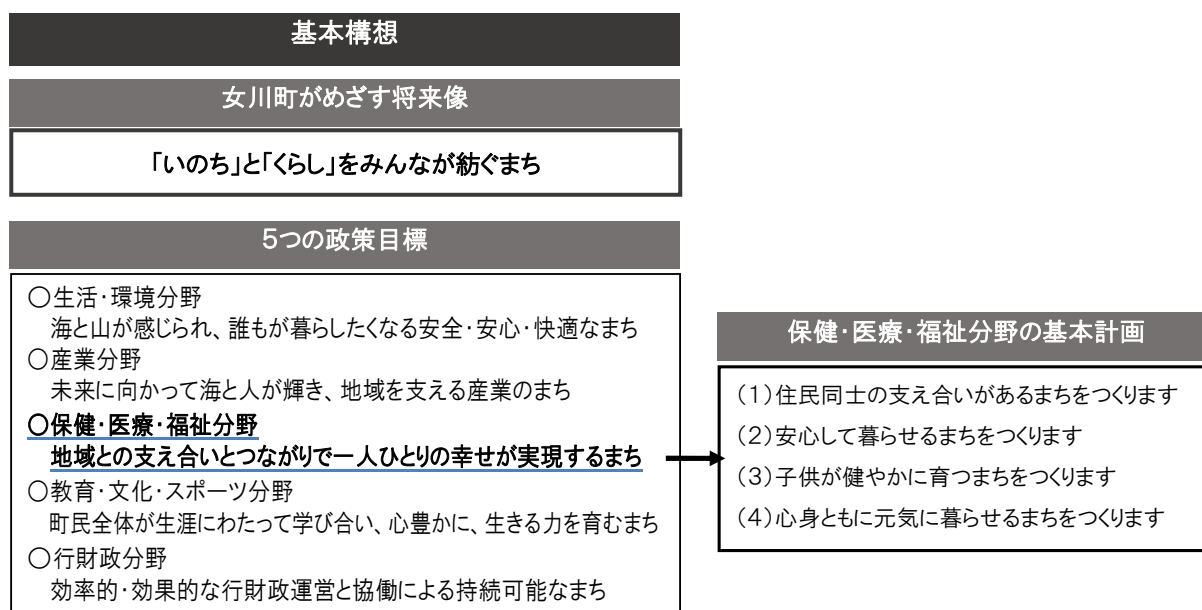
女川町（以下「本町」という。）では、東日本大震災による甚大な被害の復旧や復興に向け、平成23年9月に「女川町復興計画」を策定し、「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」を基本理念として掲げ、復興のまちづくりを進めてきました。

子ども・子育て支援関連の計画については、平成17年4月に次世代育成支援対策推進法が施行されたことに伴い、「女川町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。そして、前期計画の見直しを行い、平成22年3月には「女川町次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22～26年度）」を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長するとともに、子育てによるこびを実感できる親がたくさんいるまちをめざして、施策を推進してきました。

また、平成27年3月には「子ども・子育て計画（第1期）」を策定し、「女川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念を継承し、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

女川町復興計画の計画期間の終了に伴い、平成31年4月に、町を取り巻く内外の情勢の変化と今後の10年を見据えた中長期的視点に立ち、持続可能なまちづくりと行政運営の指針を示した「女川町総合計画2019」を策定しました。計画の中では、女川町のめざす将来像の実現に向けて、次のような政策目標や分野別の基本計画を踏まえ、施策を進めています。

図表1-1-1 女川町総合計画 2019 の概要



本計画は、「女川町総合計画2019」の本町がめざす将来像『「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち』に基づき、保健・医療・福祉分野の政策目標である「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた計画の一つとして、復興のまちづくりの影響も含めた町の子どもを取り巻く環境を踏まえて、令和2年度から令和6年度にわたる本町の子ども・子育て支援の施策の考え方と目標を具体化したものです。

また、本計画は、令和元年度で最終年度を迎えた「子ども・子育て支援計画（第1期）」を引き継ぐ計画として、本町の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するとともに、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施を推進します。

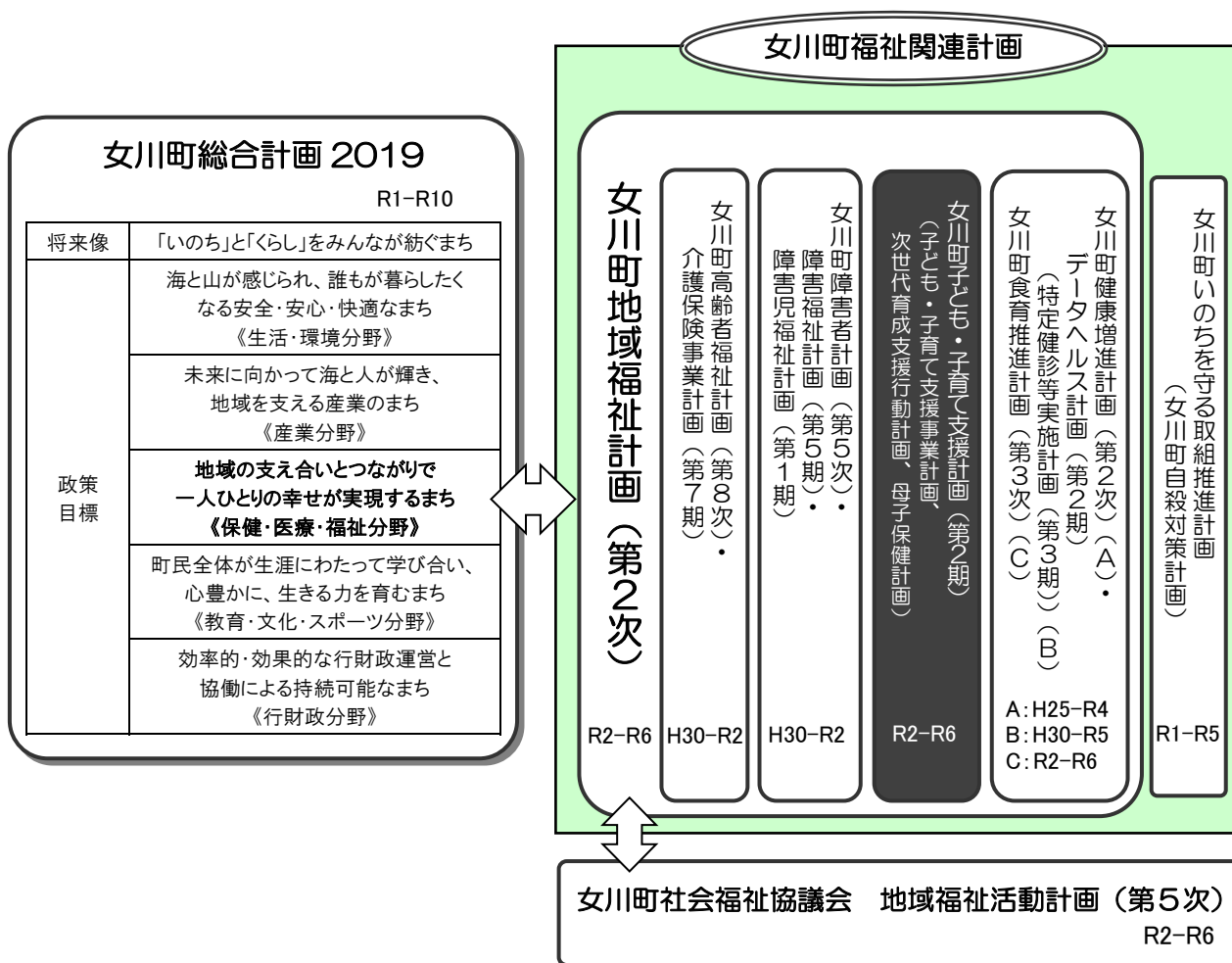
2 計画の位置づけと構成

本計画は、平成31年3月に策定された「女川町総合計画2019」（令和元年度～令和10年度）の女川町がめざす将来像『「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち』に基づき、「地域の支え合いとつながりて一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた計画の一つとして位置づけられる計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

また、平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「母子保健計画の策定について」及び平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」に基づく「母子保健計画」を含むものとします。

図表1-1-2 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。各福祉関連計画とのスケジュールは図表のとおりです。

図表1-1-3 計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町復興計画 H23～30年度						女川町総合計画 2019 R1～10年度					
地域福祉計画	策定	地域福祉計画(第1次)					地域福祉計画(第2次)					
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画 (第6次)・介護保険 事業計画(第5期)		高齢者福祉計画(第7次)・ 介護保険事業計画(第6期)			高齢者福祉計画(第8次)・ 介護保険事業計画(第7期)						
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画	障害者計画(第3 次)・障害福祉計画 (第3期)・		障害者計画(第4次)・ 障害福祉計画(第4期)・			障害者計画(第5次)・ 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)						
子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援事業計 画、次世代育成支援行動計 画、母子保健計画)	次世代育成支援行 動計画 後期計画		子ども・子育て支援計画(第1期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)				子ども・子育て支援計画(第2期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)					
健康増進計画・ データヘルス計画・ 特定健診等実施計画	健康増進計画(第2次)											
	策定	データヘルス計画(第1期)				データヘルス計画(第2期)						
	特定健診等実施計画(第2期)					特定健診等実施計画(第3期)						
食育推進計画	食育推進計画 (第1次)		食育推進計画(第2次)					食育推進計画(第3次)				
女川町のちを守る取組推進 計画(女川町自殺対策計画)	策定						女川町のちを守る取組推進計画 (女川町自殺対策計画)					
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	地域福祉活動計画(第4次)					地域福祉活動計画(第5次)						

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議での検討

本計画の策定に当たっては、学識経験者や各種団体、保育所職員、保護者代表から構成された「女川町子ども・子育て会議」において検討を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の実施

0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査」を実施し、子育て環境の現状や課題を把握するとともに、各種事業へのニーズの把握、分析を行い、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定等に活用しました。また、自由回答により、子育ての環境や支援に関する全般的な意見も把握しました。

(3) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、令和2年2月10日から令和2年2月21日までパブリックコメントを募集しました。

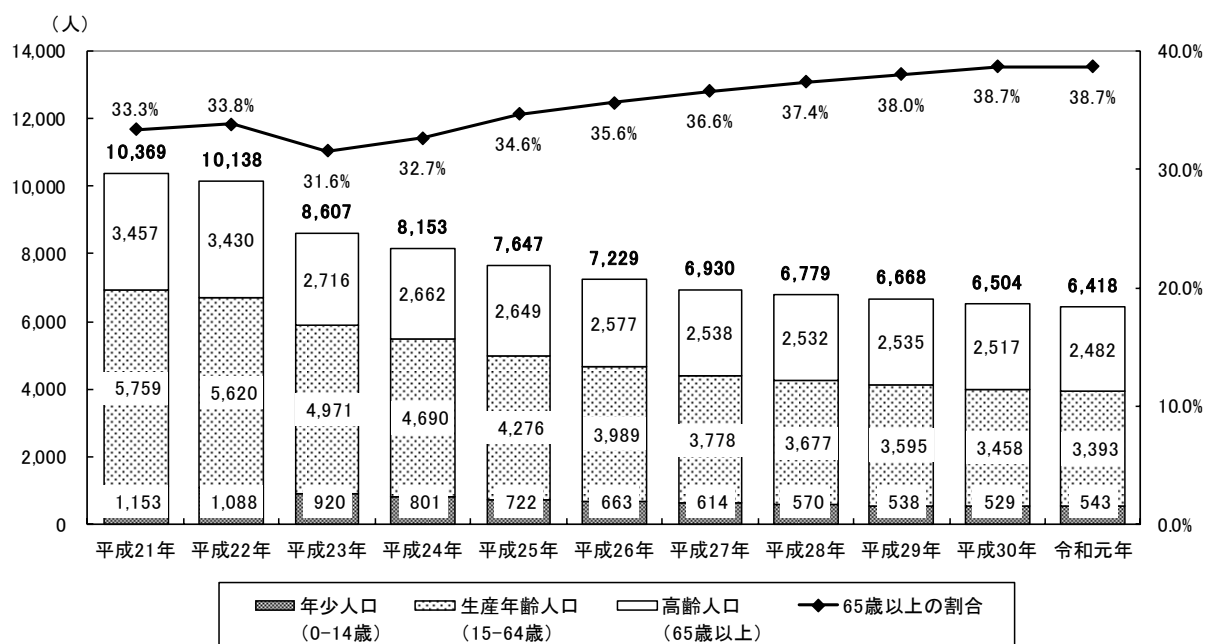
第2章 女川町の子どもを取り巻く現状と課題

1 子ども・子育て支援を取り巻く現状（人口動態）

（1）人口構成の推移

本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向です。高齢人口（65歳以上）は平成27年まで減少傾向でしたが、その後は2,500人程度で推移しています。しかし、全人口が減っているため、高齢人口（65歳以上）の占める割合は高くなっており、令和元年は38.7%となっています。

図表1-2-1 3区分別人口の推移（各年9月末現在）



資料：女川町住民基本台帳

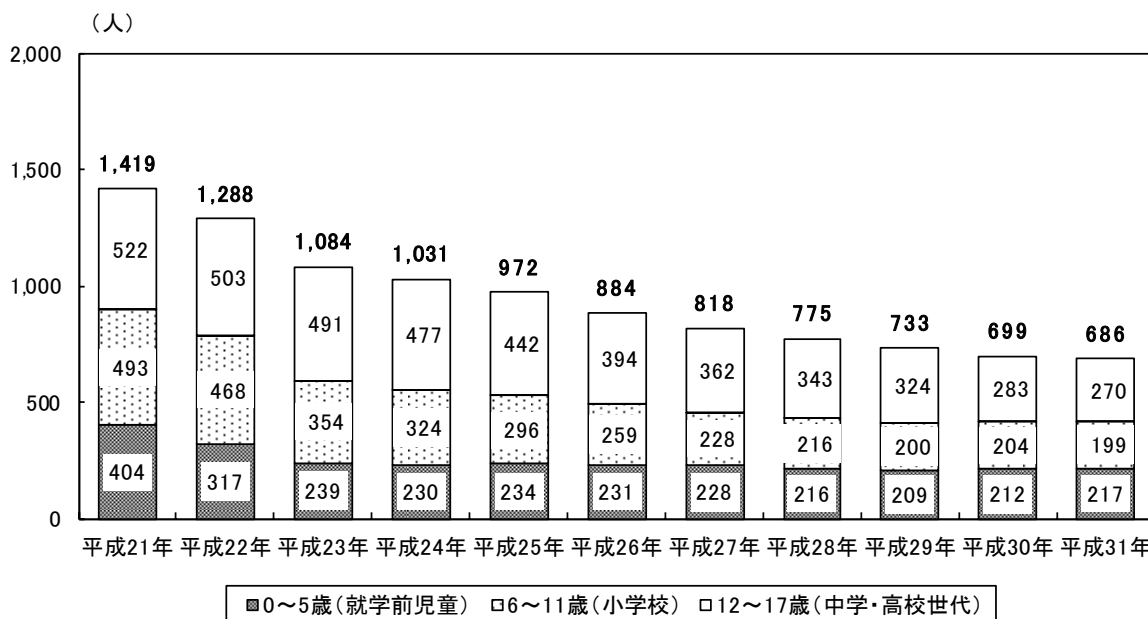
※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(2) 子どもの人口

本町の子ども的人口（0～17歳）は、年々減少傾向にあり、平成25年には1,000人を下回り、平成31年4月1日現在では686人となっています。

年齢別にみると、平成25年以降は、特に12～17歳（中学・高校世代）が減少しています。

図表1-2-2 女川町の子ども人口の推移



出典：女川町住民基本台帳、外国人登録人口

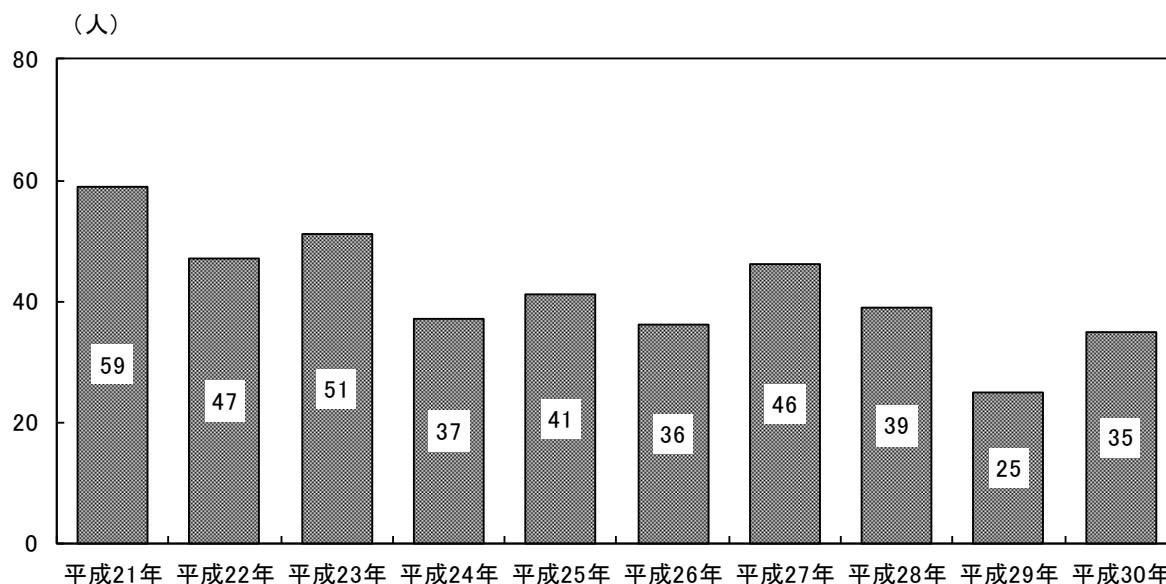
※平成23年以外は4月1日現在

※平成23年は震災直後で正確な数値が把握できないため、10月1日現在

(3) 出生数・出生率

本町の出生数は、平成27年から減少傾向にありましたが、平成30年には増加に転じ、平成30年は35人となっています。

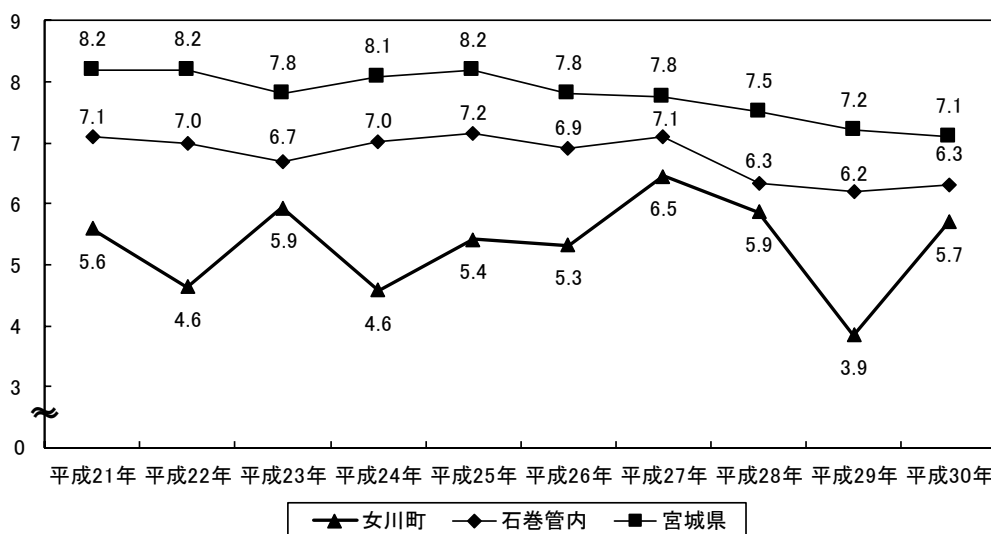
図表1-2-3 女川町の出生数



出典:女川町

出生率(人口1,000人当たりの出生数)について比較すると、本町は県内、管内でも低い状況にあります。平成28年から平成29年にかけて大幅に低下しましたが、平成30年は5.7となっています。

図表1-2-4 出生率(人口1,000人当たりの出生数)

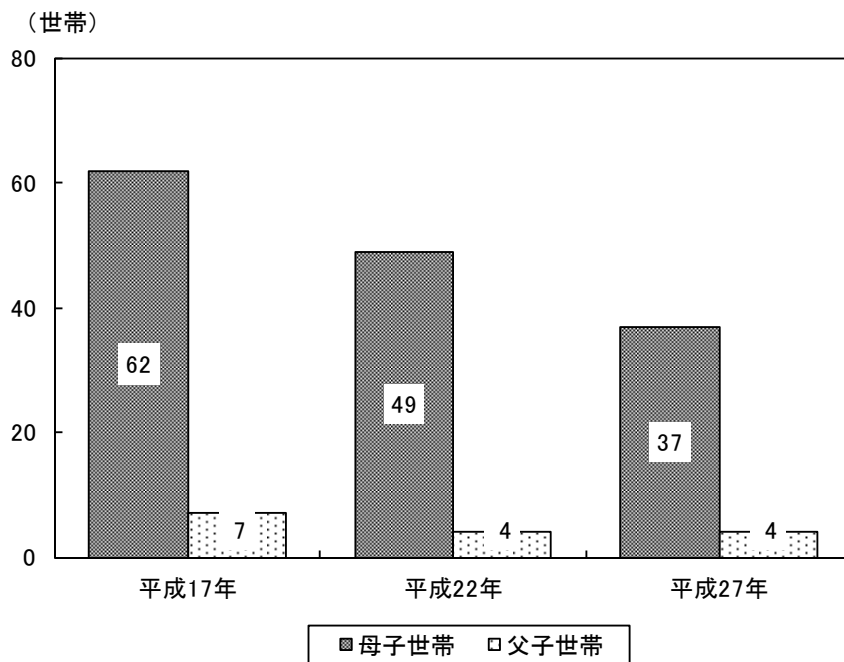


出典:宮城県ホームページ、人口動態統計

(4) 母子世帯・父子世帯の推移

本町の母子世帯は平成17年から減少傾向にあり、平成27年では37世帯となっています。父子世帯は平成22年から横ばいで、4世帯となっています。

図表1-2-5 母子世帯・父子世帯の推移



出典：国勢調査

※母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

※父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

(5) 女川町の子育て支援策の特徴

本町では次のような特徴的な子育て支援策を実施しています。

◆保育料の軽減措置

幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての3～5歳児や0～2歳児のうち住民税非課税世帯の保育料が無償になりました。

また、本町の保育料は、他市町村と比べ比較的安く設定していますが、無償化の対象とはならない3歳未満児については、保護者が現に監護している子どものうち、第2子の保育料は半額を免除し、第3子以降の保育料は、全額を免除としています。

◆子ども医療費の無料化（入院による食事療養費含む）

18歳到達年度まで延長し、所得制限も撤廃しています。

◆土曜保育の実施

第一保育所で土曜保育を実施しています。第四保育所に通う子どもも対象になります。

◆母子・父子家庭の医療費助成制度の所得制限の撤廃

母子・父子家庭が受診した場合にかかる医療費の、一部負担金の一部を助成しており、所得制限による支給要件を撤廃しています。

◆外国人外国語指導助手の小・中学校への配置

小学校及び中学校における外国語指導において、外国人の外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実を図っています。

2 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果

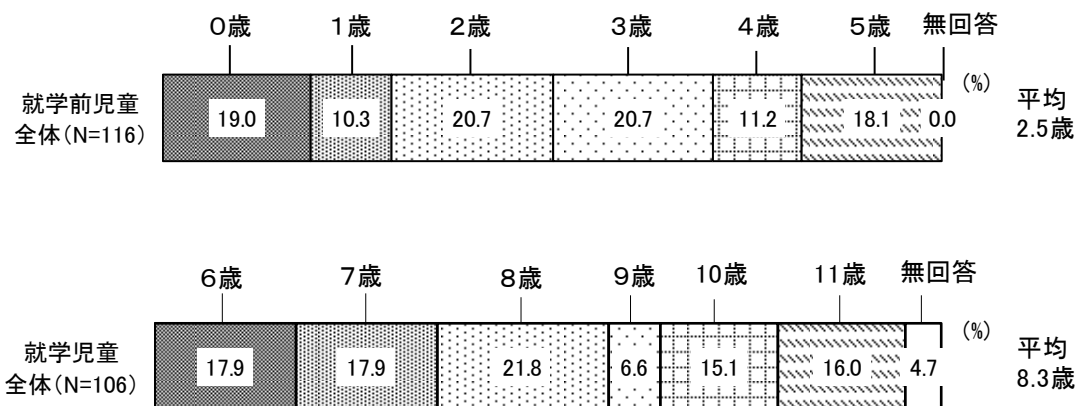
平成30年10月に町内に居住する0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査」を実施しました。次に主な結果を記載します。

(1) 子どもの年齢

子どもの年齢は、就学前児童では「2歳（20.7%）」、「3歳（20.7%）」が最も多く、「0歳（19.0%）」、「5歳（18.1%）」が続いています。平均は2.5歳です。

就学児童では「8歳（21.7%）」が最も多く、「6歳（17.9%）」、「7歳（17.9%）」が続いています。平均は8.3歳です。

図表1-2-6 子どもの年齢(全体)【就学前児童調査、就学児童調査】

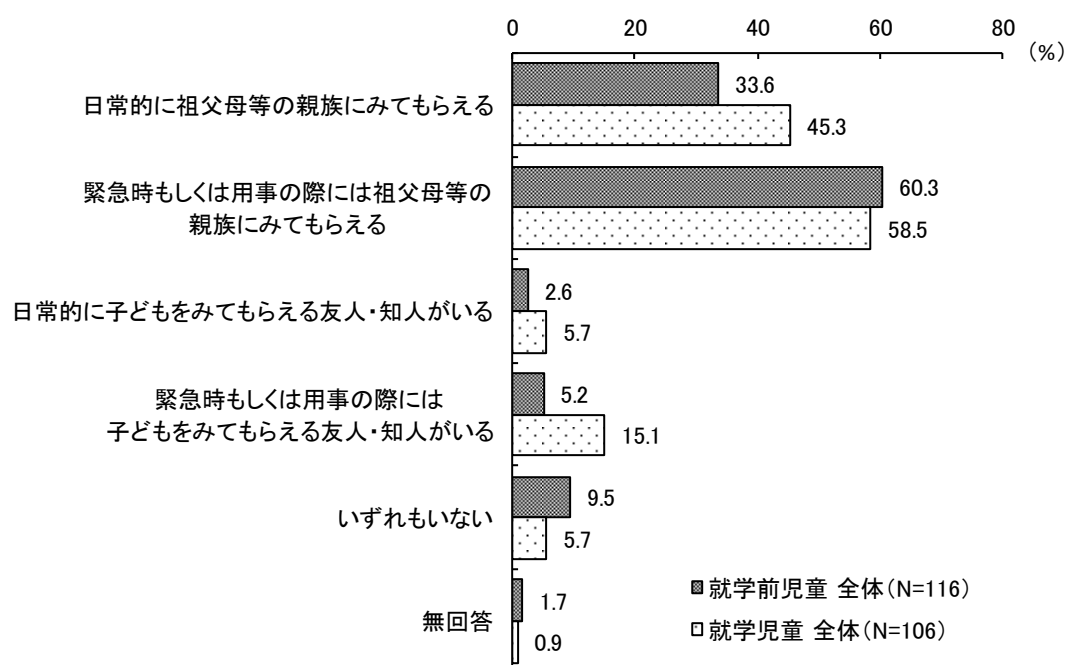


(2) 子育て環境

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童では33.6%、就学児童では45.3%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童では60.3%、就学児童では58.5%となっており、多くの方が祖父母等の親族にみてもらえることがうかがえます。なお、「いずれもない」は就学前児童では9.5%、就学児童では5.7%となっています。

図表1-2-7 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無(全体:複数回答)
【就学前児童調査、就学児童調査】

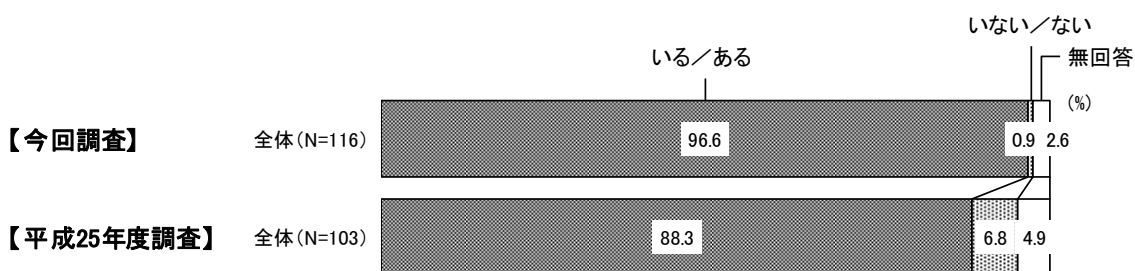


②子育てをするうえで気軽に相談できる人

子育てをするうえで気軽に相談できる人の有無は、就学前児童では「いる／ある」が96.6%となっており、平成25年度調査（88.3%）よりも、8.3ポイント高くなっています。

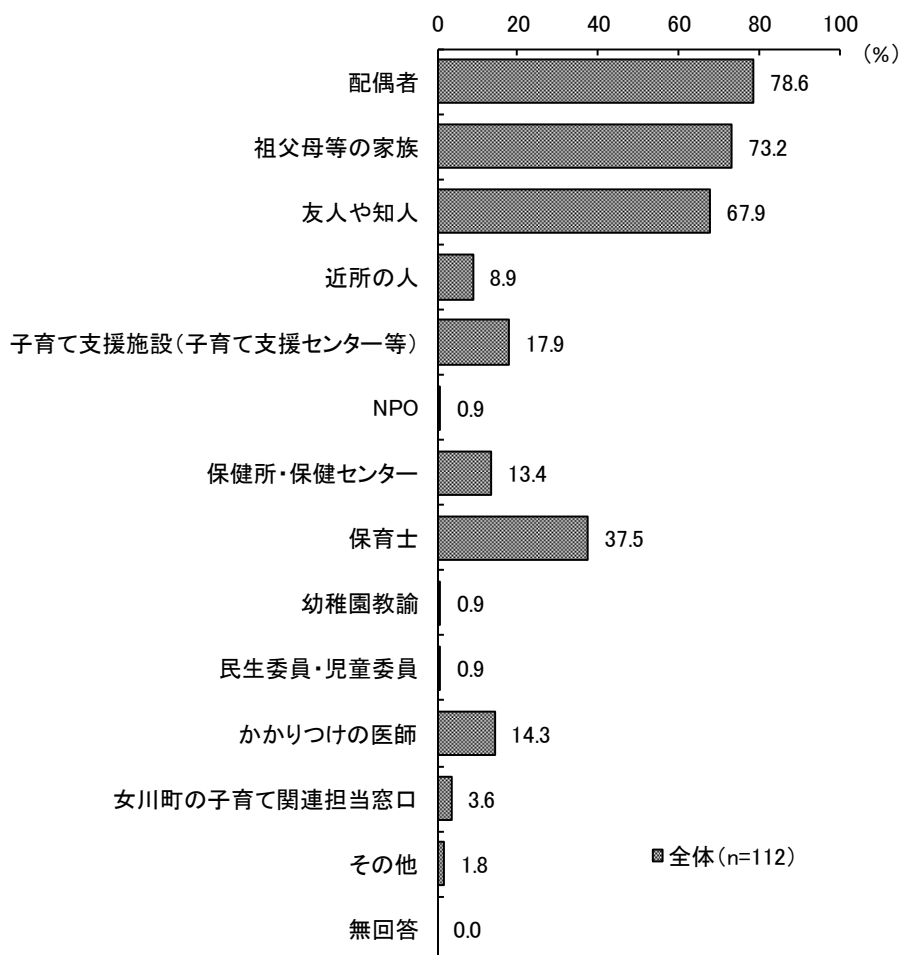
気軽に相談できる人が「いる／ある」と回答した人に相談先をたずねたところ、「配偶者（78.6%）」が最も多く、「祖父母等の家族（73.2%）」、「友人や知人（67.9%）」が続いています。

図表1-2-8 子育てをするうえで気軽に相談できる人の有無(全体)【就学前児童調査】



図表1-2-9 相談先(全体:複数回答)【就学前児童調査】

<子育てをするうえで気軽に相談できる人がいる人>



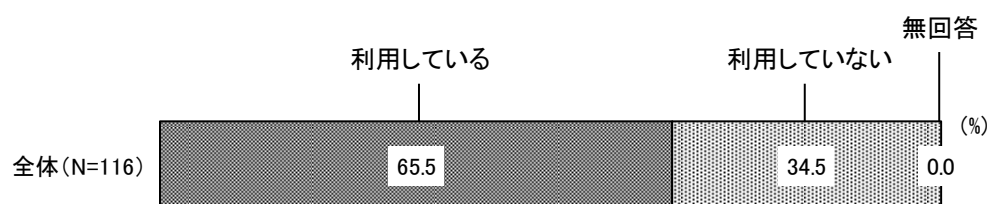
(3) 平日の定期的な保育所や幼稚園等の教育・保育事業について

①保育所や幼稚園等の定期的な教育・保育事業の利用状況

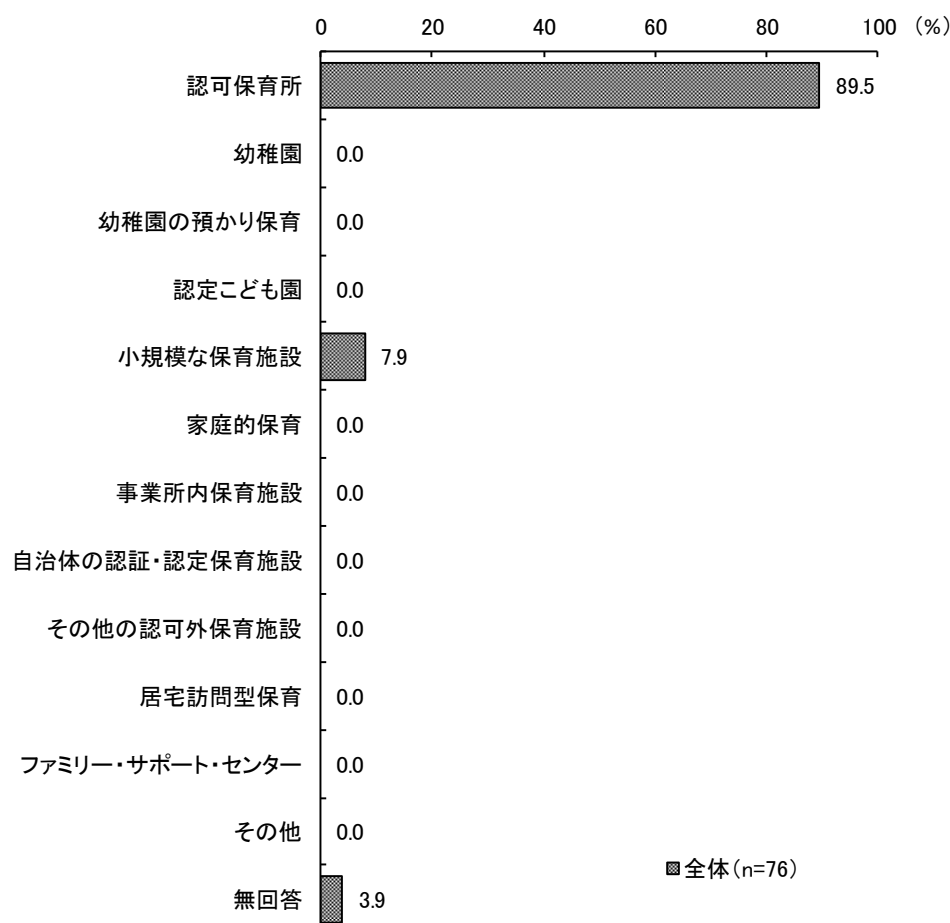
保育所や幼稚園等の定期的な教育・保育事業の利用の有無は、「利用している」が65.5%、「利用していない」が34.5%です。

利用している人に、事業の種類をたずねたところ、「認可保育所」が89.5%となっています。

図表1-2-10 保育所や幼稚園等の定期的な教育・保育事業の利用の有無(全体)
【就学前児童調査】



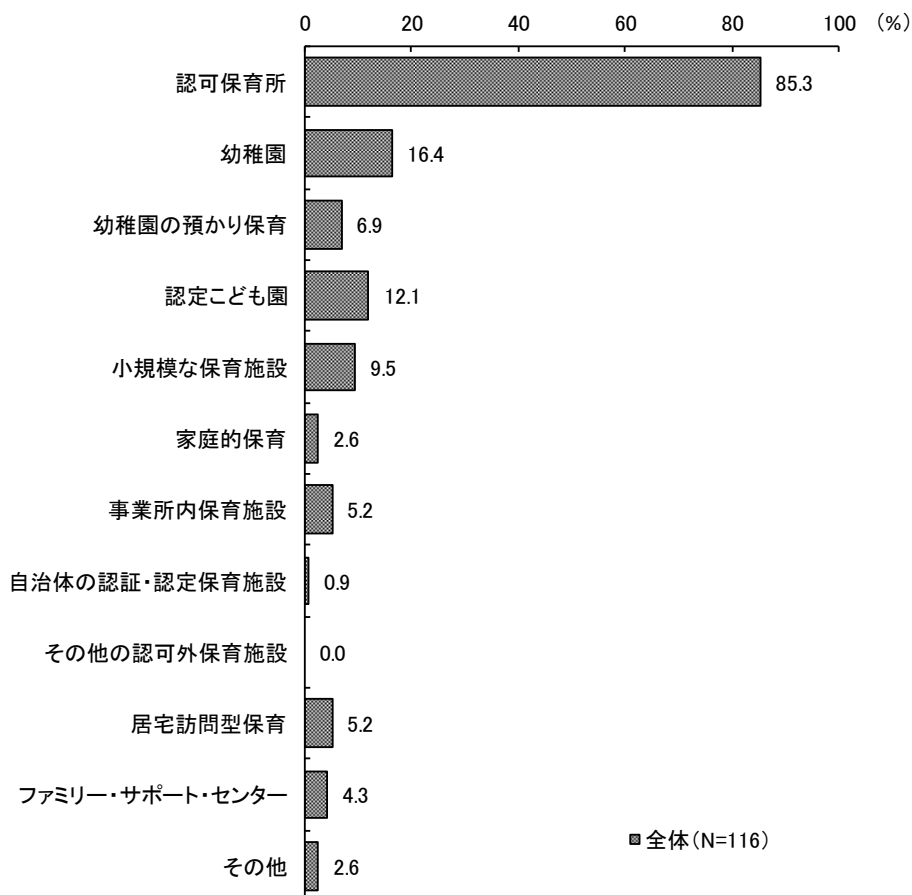
図表1-2-11 利用している教育・保育事業(全体:複数回答)
＜保育所や幼稚園等の定期的な教育・保育事業を利用している人＞
【就学前児童調査】



②定期的に利用したい教育・保育事業

定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が85.3%で最も多くなっています。次いで、「幼稚園（16.4%）」、「認定こども園（12.1%）」となっており、教育事業への意向も見られます。

図表1-2-12 定期的に利用したい教育・保育事業(全体:複数回答)
【就学前児童調査】

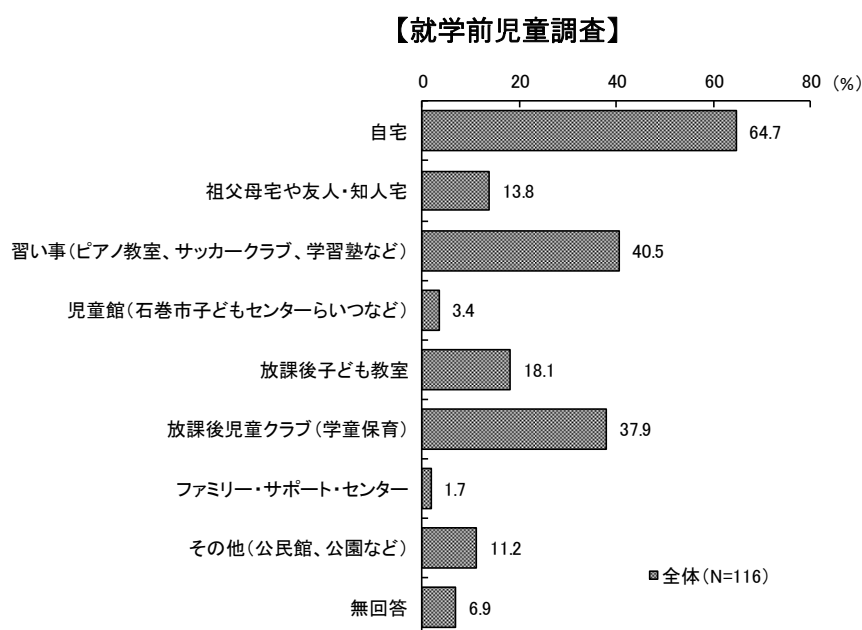


(4) 放課後の過ごし方の希望について

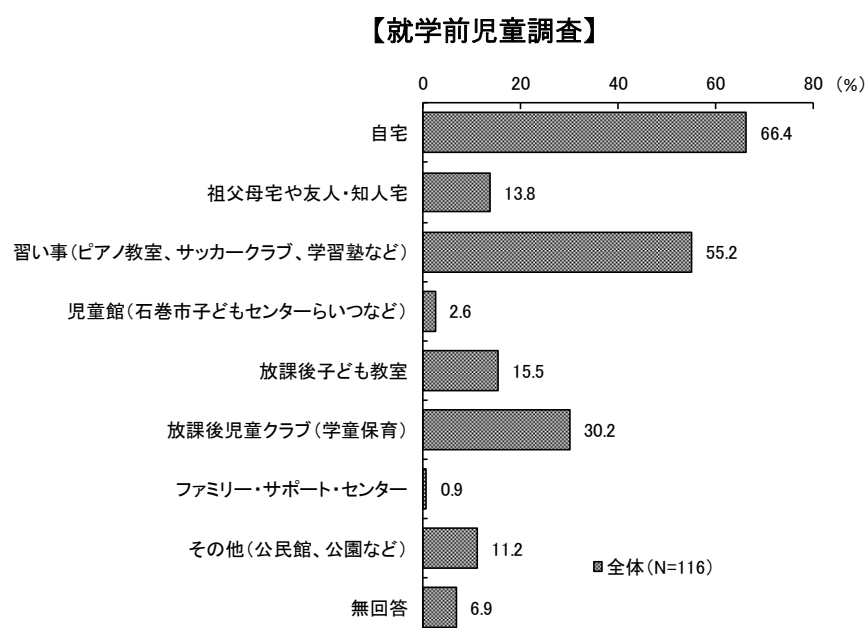
① 小学校就学後、放課後に過ごす場所の希望

小学校就学後、放課後に過ごす場所の希望を就学前児童の保護者にたずねたところ、低学年時、高学年時ともに「自宅（それぞれ64.7%、66.4%）」が最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（それぞれ40.5%、55.2%）」、「放課後児童クラブ（学童保育）（それぞれ37.9%、30.2%）」、「放課後子ども教室（それぞれ18.1%、15.5%）」が続いています。

図表1-2-13 小学校就学後、放課後に過ごす場所の希望(低学年時)(全体:複数回答)



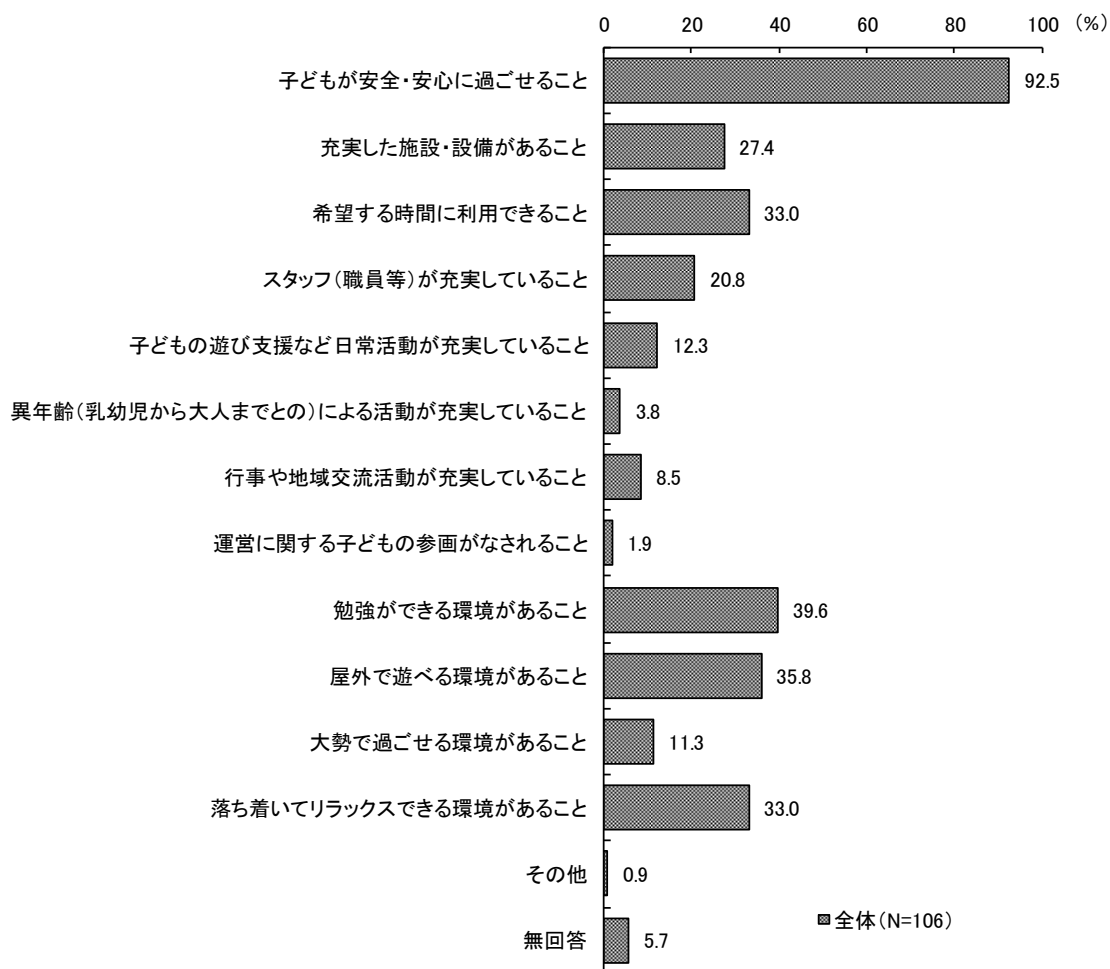
図表1-2-14 小学校就学後、放課後に過ごす場所の希望(高学年時)(全体:複数回答)



②子どもが放課後過ごす場所として重視していること

子どもが放課後過ごす場所として重視していることを就学児童の保護者にたずねたところ、「子どもが安心・安全に過ごせること（92.5%）」が最も多く、「勉強できる環境があること（39.6%）」、「屋外で遊べる環境があること（35.8%）」が続いています。

図表1-2-15 子どもが放課後過ごす場所として重視していること(全体:複数回答)
【就学児童調査】



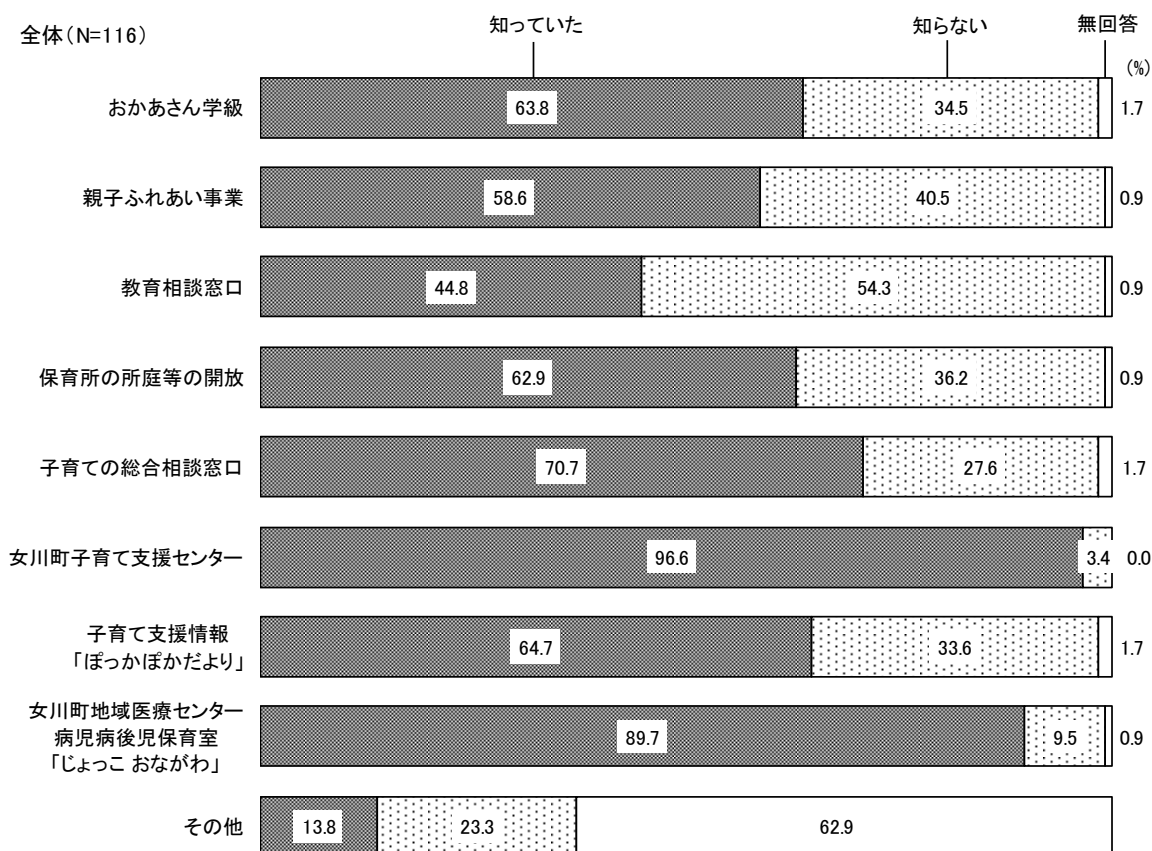
(5) 女川町の子育て支援事業について

①女川町の子育て支援事業の認知状況・利用意向

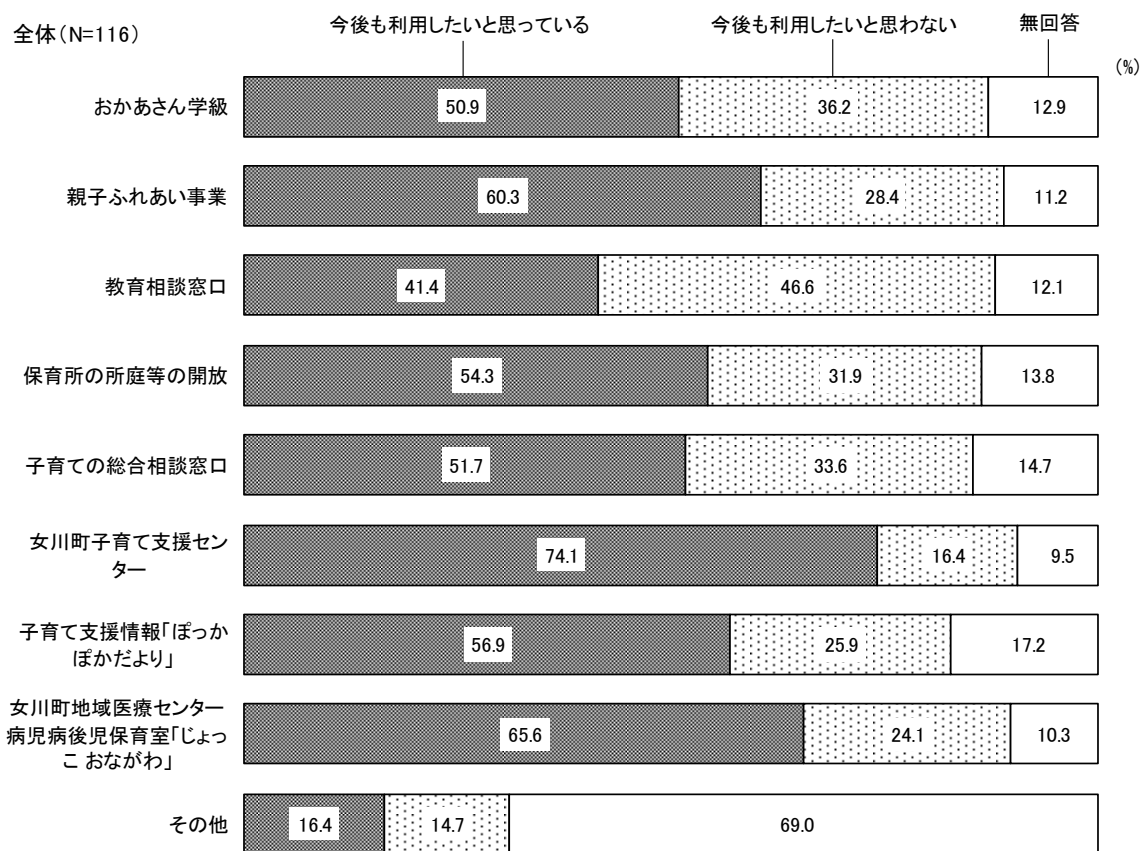
本町の子育て支援事業の認知状況は、「知っていた」の割合が最も高いのは『女川町子育て支援センター（96.6%）』であり、『女川町地域医療センター病児病後児保育室「じょっこ おながわ」（89.7%）』が続いています。一方、「知っていた」の割合が最も低いのは「教育相談窓口」で44.8%です。

利用意向をみると、「教育相談」以外の事業では「今後利用したいと思っている」の割合が50%を超えています。

図表1-2-16 女川町の子育て支援事業の認知状況(全体)
【就学前児童調査】



図表1-2-17 女川町の子育て支援事業の利用意向(全体)
【就学前児童調査】

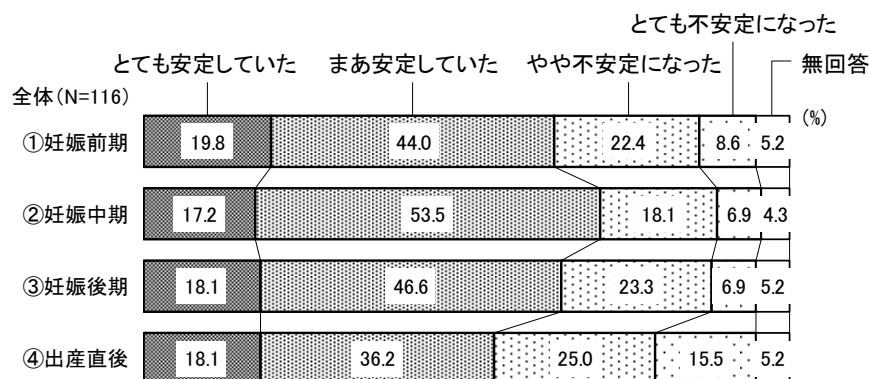


(6) 子育てについて

①妊娠中や産後の精神的な安定の程度

妊娠中や産後の精神面については、「やや不安定になった」と「とても不安定になった」を合計すると、妊娠前期で31.0%、妊娠中期で25.0%、妊娠後期で30.2%、出産直後で40.5%となっている。

図表1-2-18 妊娠中や産後の精神的な安定の程度(全体)
【就学前児童調査】

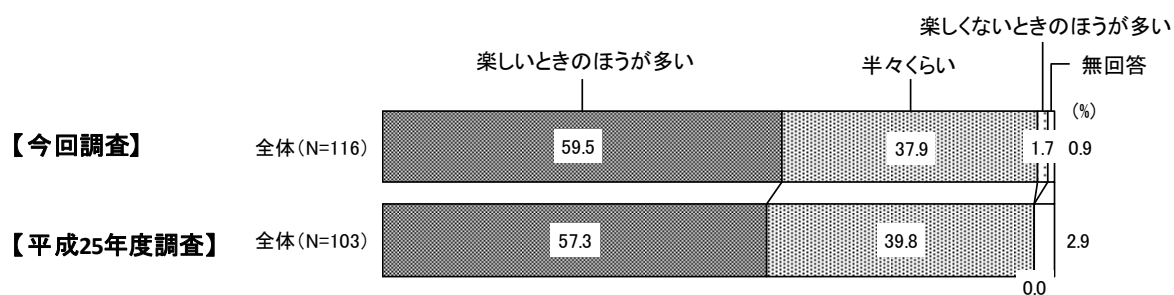


②子育てを楽しんでいると感じる程度

子育てを楽しんでいると感じる程度は、「楽しいときのほうが多い」が59.5%、「半々くらい」が37.9%となっています。

過去調査と比較すると、「楽しくないときのほうが多い」と回答する人が1.7%となっているものの、「楽しいときのほうが多い」の割合が高くなっています。

図表1-2-19 子育てを楽しんでいると感じる程度(全体)【過去調査比較】
【就学前児童調査】



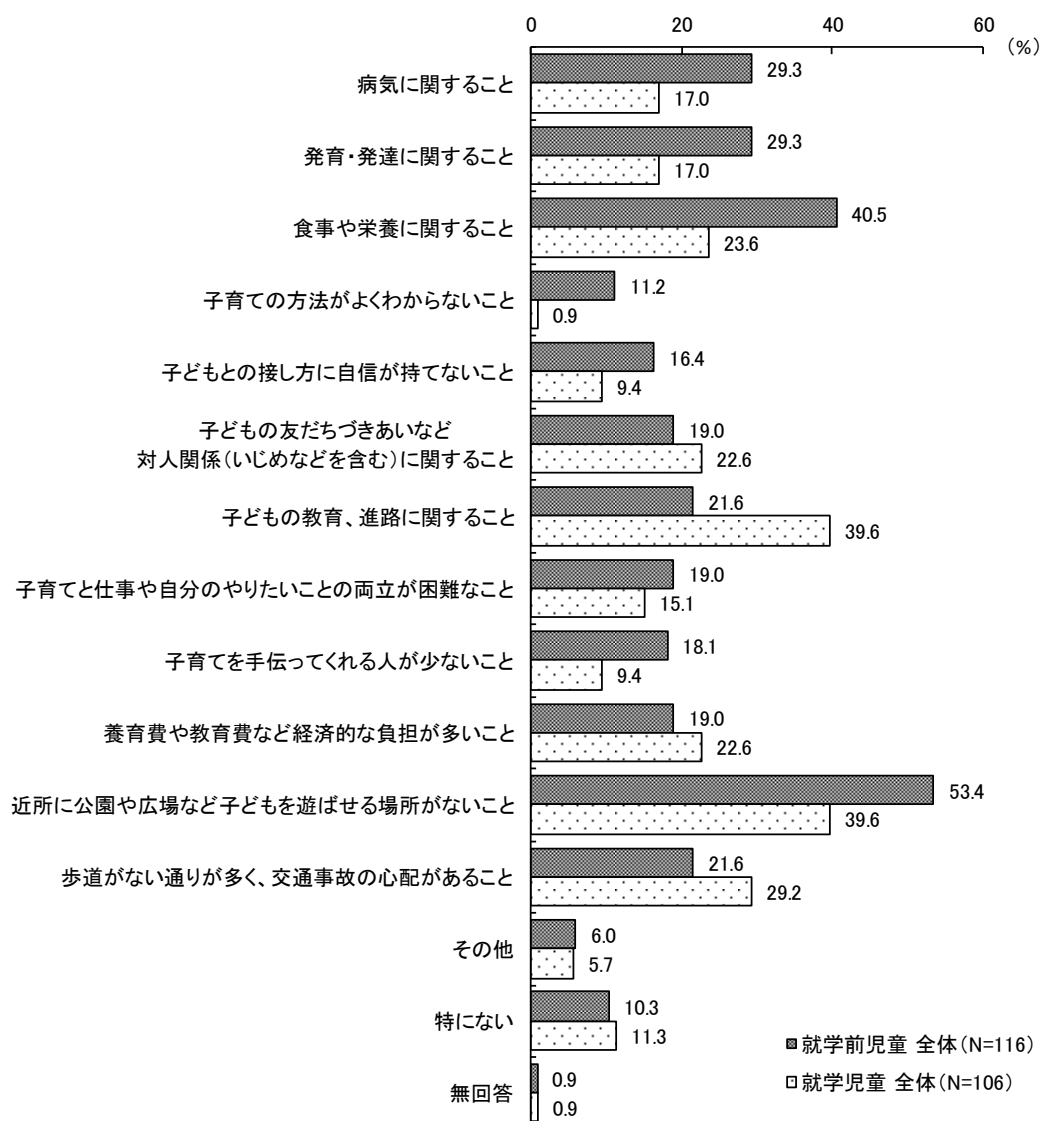
③子育てに関して日頃悩んでいること、気になること

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、就学前児童では「近所に公園や広場など子どもを遊ばせる場所がないこと（53.4%）」が最も多く、「食事や栄養に関すること（40.5%）」、「病気に関すること（29.3%）」、「発育・発達に関すること（29.3%）」が続いています。

就学児童では、「子どもの教育、進路に関すること（39.6%）」、「近所に公園や広場など子どもを遊ばせる場所がないこと（39.6%）」が最も多く、「歩道がない通りが多く、交通事故の心配があること（29.2%）」、「食事や栄養に関すること（23.6%）」が続いています。

図表1-2-20 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること(全体)

【就学前児童調査、就学児童調査】



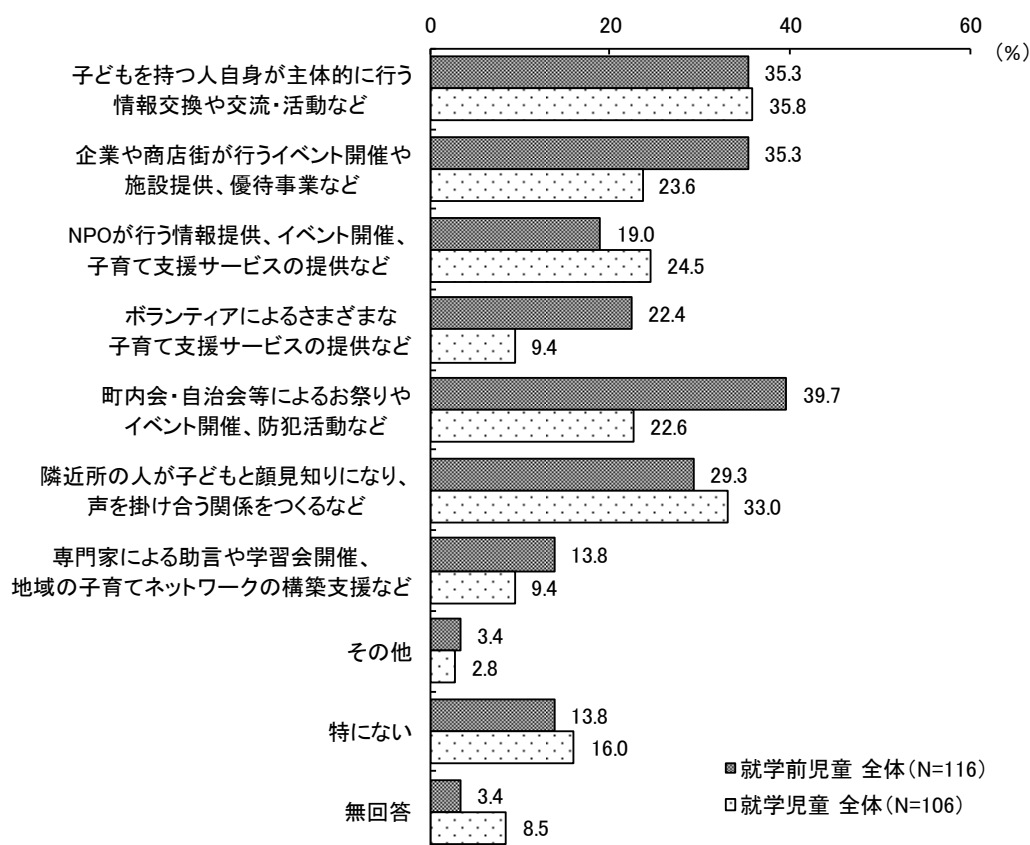
④「地域の子育て力」を向上させるために必要なこと

「地域の子育て力」を向上させるために必要なことは、就学前児童では「町内会・自治会等によるお祭りやイベント開催、防犯活動など（39.7%）」が最も多く、「子どもを持つ人自身が主体的に行う情報交換や交流・活動など（35.3%）」、「企業や商店街が行うイベント開催や施設提供、優待事業など（35.3%）」が続いています。

就学児童では、「子どもを持つ人自身が主体的に行う情報交換や交流・活動など（35.8%）」が最も多く、「隣近所の人子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくるなど（33.0%）」、「NPOが行う情報提供、イベント開催、子育て支援サービスの提供など（24.5%）」が続いています。

図表1-2-21 「地域の子育て力」を向上させるために必要なこと(全体)

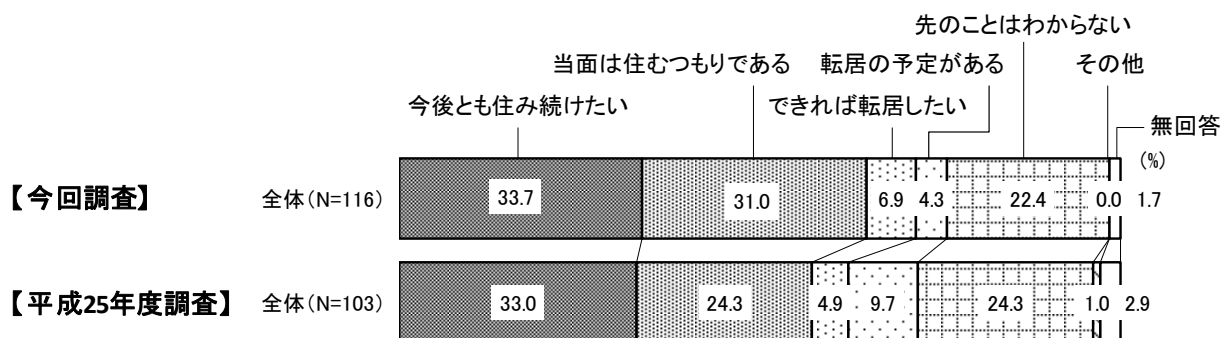
【就学前児童調査、就学児童調査】



⑤女川町への居住継続意向

本町への居住継続意向を就学前児童にたずねたところ、「今後とも住み続けたい」が33.6%、「当面は住むつもりである」が31.0%であり、合計すると64.6%が住み続ける意向にあります。「できれば転居したい」が6.9%、「転居の予定がある」が4.3%であり、合計すると11.2%が転居の意向にあります。また、22.4%が「先のことはわからない」と答えています。

図表1-2-22 女川町への居住継続意向(全体)【就学前児童調査】



3 第1期計画の評価

(1) 重点的に進捗確認を行う事項

第1次計画では、毎年度、重点的に進捗確認を行う事項を定めています。第1期計画期間での進捗状況は以下のとおりです。

【平成27年度】

① 子育て支援センターの充実

◆進捗状況

① 子育て支援センターの利用者・利用団体へのインタビューの実施

- ・ 子育て支援センター利用者及び利用団体の一つである「子育て支援サークルマザーズリング」に、子育て支援センターの利用状況や活動内容、利便性や機能に関する意見を伺い整理した。
- ・ 役場担当者との連絡・調整の徹底や、子育て支援センターからの積極的な情報発信などの希望をいただいた。

② 子育て支援センターの職員へのヒアリングの実施

- ・ 子育て支援センターの職員3人にヒアリングを実施し、運営上の課題等について意見を伺い整理した。
- ・ 利用人数の減少や、利用者のルールの不徹底などの課題があげられ、特に保育士の資格を持つ職員の確保が喫緊の課題となっている。

◆課題と方向性

- ・ 利用ルールについて、子育て支援センター職員からは、親子で遊ぶというルールを徹底してほしいという意見が出たが、保育所入所以前に子ども同士、親同士の交流を深める大事な場でもあるので、おおらかな目で見してほしい（もちろん親が子から目を離すのは良くない）という意見があった。
- ・ 保育士の確保については、フルタイム以外での採用など、雇用形態の見直しも検討した方がよいという意見があった。
- ・ 保育所からは、子育て支援センターと保育所の職員とで勉強会や交流会をしたいという声があった。

② ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げ

◆進捗状況

宮城県内のファミリー・サポート・センター事業の実施・利用状況の調査・整理

- ・ 宮城県内の35自治体でのファミリー・サポート・センター事業の実施・利用状況を調査し、整理した。
- ・ 宮城県内では18の自治体で事業が実施されており、本町の近隣では石巻市や東松島市で実施されている。
- ・ 自治体により利用者数や利用率が大きく異なり、地域の特徴を考慮しながら事業を検討していく必要がある。

◆課題と方向性

- ・ 平成27年度は利用者数や会員数といった数値での調査・整理が主であったため、実際に職員や利用者から具体的な課題等を明らかにする必要がある。
- ・ 自治体ごとに事業の実施状況や課題が大きく異なるため、本町で実施する場合にふさわしい形態を考える必要がある。

③ 病児・病後児保育の実施

◆進捗状況

- ・ 病児・病後児保育の実施に向けた検討
- ・ 女川町地域医療センターと調整を図りながら、平成28年度から実施する。

◆課題と方向性

- ・ 平成28年度から女川町地域医療センターが実施することとなった。
- ・ 町は補助金を交付する。

【平成28年度】

① 保育所通所支援の検討

◆進捗状況

①半島部等居住保護者へのヒアリングの実施

- ・ 現在保育所を利用している半島居住者の保護者へ、利用意向等についてヒアリングを実施した。(北浦4名、五部浦1名、蟹田仮設2名)
- ・ 北浦・五部浦の居住者では、5名中4名に利用意向があった。
- ・ 蟹田の居住者では2名とも、特に利用意向はなかった。
- ・ 特に、送りについての利用意向が高いことがわかった。
- ・ 利用意向のある人では、いずれも傷害保険をかけてでも利用したいと考えていることがわかった。

②町立保育所通所支援事業利用基準の作成・検討

- ・ 他の自治体において、保育所までが遠距離のため通所が困難な利用者を対象に保育所へ送迎を行っている事例を収集し、検討した。
- ・ 推定される利用者の人数等を踏まえ、「町立保育所通所支援事業利用基準」を定めた。
- ・ 利用条件として、面談のうえ必要性がある半島部の3歳児以上の児童を対象とし、傷害保険への加入や自宅付近での乗り降りの際に保護者に引き渡すなどとした。

③町立保育所通所支援事業における送迎タクシー運行開始

- ・ ヒアリング結果を元に、支援が必要な家庭(北浦5名、五部浦2名)に対し、送迎タクシーの運行を開始した。
- ・ 試行運行を10月～12月まで行い、その後の必要性を考慮し、期間を3月まで延長した。
- ・ (株)黄金タクシーと「町立保育所通所支援事業に関する覚書」を取り交わし運行している。(なお、10月～12月の月・火曜日の朝の便は、北浦で5名全員が利用するため、公用車で対応した。)
- ・ タクシー1台につき1人ずつ添乗員を乗せている。
- ・ 利用に当たり、利用者には傷害保険への加入をお願いしている。

◆課題と方向性

- ・ 平成29年度は、利用希望者が北浦7名、五部浦3名の見込みであるため、北浦はタクシー1台では対応できない。そのため、添乗員付きのバス運行での支援を検討している(運行を登所時のみとする検討を含め)。

② ファミリー・サポート・センター事業の検討

◆進捗状況

①石巻市ファミリー・サポート・センターへのヒアリングの実施

- ・ 石巻市におけるファミリー・サポート・センターの利用者のニーズや、運営の際の注意点・課題等を伺い、整理した。
- ・ 運営の状況や、需給のバランス等、本町におけるファミリー・サポート・センター事業の実施について、検討する材料とする。
- ・ 石巻市ファミリー・サポート・センターでは、1～3歳児は預かり、小学生は送迎の利用が多い。また、事務局の人員不足と、会員数増加に向けた宣伝等に関する課題があった。

②女川町におけるファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討

- ・ 石巻市ファミリー・サポート・センターの運営の状況を参考に、本町でファミリー・サポート・センター事業の実施について検討した。
- ・ 1～3歳児の預かりニーズについては、子育て支援センターでの一時預かりで対応できる(今年度実績1月末現在9件)。
- ・ 小学生の預かりについては、平日の夕方までは放課後児童クラブで対応できる。
- ・ (今年度実績1月末現在 登録者数30名、延利用者数280名)

◆課題と方向性

- ・ 子育て支援センター（一時預かり事業）及び放課後児童クラブにおいて、職員不足により充実した実施ができていないため、引き続きスタッフ確保に努める。
- ・ 子育て支援センターの一時あずかり事業の、平成 28 年度の実績が9件であったことから、町内の子どもの預かりニーズの把握をする必要がある。

【平成 29 年度】

① 子どもの預かりニーズの確認

◆進捗状況

①女川町におけるファミリー・サポート・センターに関するアンケート調査の実施

- ・ 石巻市ファミリー・サポート・センターの運営の状況を参考に、本町でファミリー・サポート・センター事業の実施について検討した。

【調査対象】小学生以下の子どもを持つ保護者 延べ 325 名

【回収数】186 通(世帯) (292 名)

【調査結果】アンケート結果、自由回答まとめ

◆課題と方向性

- ・ ファミリー・サポート・センターへの需要はあるものの、主に責任についての不安の声が大きく、町民への制度の理解と受容には時間がかかることが予想される。
- ・ また、子育て支援センターや放課後児童クラブについて、開設する曜日や時間帯を拡充してほしいというご意見を多くいただいた。
- ・ 子育て支援施策を総合的に考えていく必要がある。

② 子育てに関する情報の充実

◆進捗状況

①「広報おながわ」での情報発信

- ・ 「広報おながわ」に子育て支援センター、保健センターが主催する子育て世帯を対象としたイベントの情報を毎月掲載した。
- ・ 要望により、子育て支援サークル等が主催するイベント等の掲載にも応じた。

②女川町公式ホームページ、公式 Twitter による情報発信

- ・ 子育て支援センターの毎月の広報「ぽっかぽかだより」を女川町公式ホームページに掲載した。
- ・ 女川町公式 Twitter アカウントを利用し、SNS を使った町内の子育て支援情報発信の試験運用を実施した。

③子育て世帯へのパンフレット配布

- ・ 子育て支援センターの利用促進を目的として、児童手当受給世帯に対し、施設概要情報を掲載したパンフレットの配布を実施した。

④子育て情報提供アプリ活用の検討

- ・ 子育て情報を得ることができるスマートフォン等用のアプリの活用を検討した。

◆課題と方向性

- ・ 「広報おながわ」への子育て支援情報の記載についてさまざまな内容を掲載できた半面、冊子内に情報が点在している場合もあった。
- ・ SNS を活用した情報発信を試験的に実施したが、情報発信先が不特定多数であるため記載内容が特定のものに縛られるほか、特定層だけに向けた情報発信ができないこともあり、「子育て世帯への情報提供手段」について改めて検討を継続する必要がある。

③ 病児・病後児保育の実施結果の評価

◆進捗状況

①利用実績の分析

- ・ 利用実績をみると、1か月間当たりの利用者数は平成 28 年度が 9.9 人に対し、平成 29 年度は 14.7 人であり、利用者数は増加している。
- ・ 平成 29 年度の利用者は、乳幼児：小学生が 77%：23%であり、平成 28 年度と比較して小学生の割合が増加している。
- ・ 平成 29 年度の利用者は、町内：町外が 75%：25%であり、平成 28 年度と比較して町内の割合が高くなっている。

②定期的な通院治療を受けている児童の病児保育の実施

- ・ 平成 29 年度から実施している。概要は以下のとおりである。

①対象児	かかりつけ医による「当面病状の急変が認められない」旨の診断書の提出が可能な児童
②保育提供体制	看護師による対応とする
③児童受入数	平成 29 年度は1名とする(月7日(回)以内) ⇒平成 30 年 12 月末現在で実績5回

◆課題と方向性

- ・ 平成 28 年度に引き続き、地域医療センターが事業主体となり病児・病後児保育事業が実施されており、利用者数も増加している。平成 29 年度からは、定期的な通院治療を受けている児童の病児保育も実施できている。

【平成30年度】

① 子育てに関する情報提供の充実

◆進捗状況

①町広報紙など、既存の情報発信の内容・頻度の充実

- ・ 月1回子育て支援センター「ぼっかぼかだより」を発行。
- ・ 広報おながわには、子育て支援センターや児童クラブの利用案内のほか、児童手当の現況届などの制度や手続き、保育所入所児童募集などさまざまな子育てに関する情報を掲載している。

②子育て情報提供アプリの導入

- ・ 子育て情報提供アプリ「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」を平成30年8月20日からサービス提供を開始した。
- ・ このアプリは、スマートフォンやパソコンに対応したサービスである。
主な機能として、母子手帳(電子版)の役割としてデータで子どもの成長記録を管理できる。また、乳幼児期の複雑な予防接種のスケジュール管理や子育て情報、そして子育て支援センターのイベント情報等を発信している。
- ・ 平成31年3月1日現在の利用登録者数は、48名となっている。

◆課題と方向性

- ・ 「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」の利用登録の周知を図ります。

② 保育の担い手の確保

◆進捗状況

①保育士の確保に向けた検討

- ・ 平成31年度に採用する保育士正職員及び任期付職員募集を行った。
- ・ 職員募集に伴い、県内保育士資格を取得できる大学等、14校に対し訪問(7校)及び郵送案内(7校)を行った。
- ・ 臨時保育士について、ハローワークに求人登録を行った。
- ・ 保育士バンクに相談し、近隣の登録者に声をかけてもらった。

②「保育活動支援員登録制度」の開始・運用

- ・ 女川町立保育所 保育活動支援員登録者 6名(H31.3.1現在)
- ・ 平成30年度実績見込み
延べ人数 9人、延べ日数 35日(第一保育所15日、第四保育所20日)

◆課題と方向性

- ・ 保育士2名(正職員1名、任期付職員1名)を確保することができた。
- ・ 保育士が出張や休暇が重なり、保育が困難な場合に保育活動支援員に協力をもらうことでスムーズに保育所運営をすることができた。

③ 子ども・子育て支援計画（第2期）検討のためのニーズ調査の実施

◆進捗状況

①ニーズ調査の実施

- ・ 調査時期 平成30年10月26日から11月16日
- ・ 調査対象 小学生以下426人の保護者
(就学前児童222人、就学児童204人)
- ・ 回収率 就学前児童52.3%(116人)、就学児童52.0%(106人)
- ・ 詳細については、ニーズ調査結果報告書のとおり

②事業量の見込

- ・ 今年度は、事業量の見込み検討ができなかった。

③第2期計画策定に向けた課題の検討

- ・ ニーズ調査からみえてくる課題をまとめた。

◆課題と方向性

- ・ ニーズ調査を実施することができた。今後、ニーズ調査結果を計画に反映させていく。
- ・ 今後、計画策定に向けて、計画の体系や重点項目、施策の展開を検討していく際に事業量を考えていく。
- ・ ニーズ調査からみえてくる課題について、子ども・子育て会議で意見をいただき計画策定に当たっての課題としてまとめていく。

(2) 各施策評価

第1期計画では、施策ごとに毎年度、以下の評価軸に沿って進行管理を実施しています。

- ：計画記載の具体的施策のとおり実施
- △：計画記載の具体的施策の一部を実施
- ×：未実施

平成27年度から平成30年度の結果は以下のとおりとなっています。

基本目標1 地域における子育て支援（21事業）

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施の検討を重ねてきましたが、平成29年度に実施した子育て世代に対するアンケート調査の結果から、事業の実施は当面保留となり、平成30年度は未実施となっています。
- ・その他の事業は概ね実施できていますが、事業の充実をめざし、推進することが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)	非該当
平成27年度	件数	19	1	1	0
	割合	90.4%	4.8%	4.8%	-
平成28年度	件数	20	0	0	1
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	-
平成29年度	件数	20	0	0	1
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	-
平成30年度	件数	19	0	1	1
	割合	95.0%	0.0%	5.0%	-

基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり（24事業）

- 平成27年度から、次世代の親となる青少年を対象とした子育てに関する講座の主催が未実施になっています。今後も宮城県及び他団体主催事業の周知を推進するとともに、主催事業の実施に向けて取り組む必要があります。
- その他の事業はすべて実施となっています。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)	非該当
平成27年度	件数	23	0	1	0
	割合	95.8%	0.0%	4.2%	-
平成28年度	件数	23	0	1	0
	割合	95.8%	0.0%	4.2%	-
平成29年度	件数	23	0	1	0
	割合	95.8%	0.0%	4.2%	-
平成30年度	件数	23	0	1	0
	割合	95.8%	0.0%	4.2%	-

基本目標3 子どもがすべての家庭で大切にされるための支援（17事業）

- 平成27年度から、放課後児童クラブでの障害児保育が未実施となっています。放課後の居場所づくりとして、女川町地域活動支援センターうみねこ園にて日中一時支援事業を実施していますが、今後は放課後児童クラブでの障害児の受け入れの実施に向けた検討が必要です。
- その他の事業はすべて実施となっています。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)	非該当
平成27年度	件数	16	0	1	0
	割合	94.1%	0.0%	5.9%	-
平成28年度	件数	15	1	1	0
	割合	88.2%	5.9%	5.9%	-
平成29年度	件数	16	0	1	0
	割合	94.1%	0.0%	5.9%	-
平成30年度	件数	16	0	1	0
	割合	94.1%	0.0%	5.9%	-

基本目標4 安心・安全で快適なまちづくりの推進（8事業）

- すべての事業で実施はできていますが、不十分な事業が一部あったことから、今後は事業の充実をめざし、推進することが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)	非該当
平成27年度	件数	7	1	0	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%	-
平成28年度	件数	8	0	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	-
平成29年度	件数	7	1	0	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%	-
平成30年度	件数	8	0	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	-

基本目標5 教育・保育サービスの充実（8事業）

- 平成29年度まで、認定こども園の整備に向けて検討を重ねてきました。今後は充実した保育サービスの提供をめざし、新たに保育所の整備を進めます。
- 延長保育は未実施となっていますが、新たな保育所の整備に合わせ、さまざまな保育ニーズに対応できるよう、実施に向けた検討を進めることが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)	非該当
平成27年度	件数	5	1	2	0
	割合	62.5%	12.5%	25.0%	-
平成28年度	件数	7	0	1	0
	割合	87.5%	0.0%	12.5%	-
平成29年度	件数	7	0	1	0
	割合	87.5%	0.0%	12.5%	-
平成30年度	件数	4	1	3	0
	割合	50.0%	12.5%	37.5%	-

4 計画策定に当たっての課題

本町の子ども・子育て支援を取り巻く現状、国の動向、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査、子ども・子育て会議等の結果を踏まえると、計画策定に当たっての課題は次のようになります。

(1) 地域における子育て支援

① 必要な情報が行き届く環境づくり

アンケート調査によると、子育て支援事業の一部で認知度の低下が見られます。既に実施している町の広報紙やホームページ、「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」などのアプリケーションでの配信、子育て支援の広報紙の配布などの一層の充実が考えられます。「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」は提供が開始されたばかりのサービスであるため、利用登録者数がまだ少数であることから、今後は積極的に情報の周知を進めていく必要があります。

② 放課後の居場所と生活の場の充実

アンケート調査によると、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向や開設時間の拡大希望が見られます。そのため、放課後児童クラブ（学童保育）の拡充が考えられます。

また、放課後子ども教室の利用を望む声が一定数見られることから、国の計画する放課後子ども総合プランに則して、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体的な整備に向けた検討を進めることが考えられます。

③ 地域社会で子育てを支援する体制づくり

アンケート調査によると、「地域の子育て力」を向上させるためには、町内会・自治会等によるお祭りやイベントの開催、子育てに関する情報交換や交流・活動の機会の創出等が求められています。地域での顔の見える関係を築き、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進めることが重要となります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

① 妊娠期からの切れ目のない支援の検討

アンケート調査によると、妊娠中や産後に不安を抱える人が多く見られます。出産や子育ての悩みを気軽に相談できる窓口の充実、産前・産後サービスの検討、地域と保健センター・子育て支援センター・保育所などの関係機関との連携の強化など、妊娠期からの切れ目のない支援の検討が考えられます。

(3) 子どもがすべての家庭で大切にされるための支援

① すべての子どもが安心して生活を営むことができるための支援

アンケート調査によると、食料が買えなかった経験があった等の経済的な問題を抱えている家庭が見られます。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律に則し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を進めることが考えられます。現在行っている子育て世帯に対する学習塾代等の支援等を継続するとともに、子ども食堂等の取組みをしている活動団体への支援を行うことが考えられます。

② 障害児支援の強化

現在、町から補助金を出し、放課後等デイサービスの代替として、うみねこ園で日中一時支援事業を実施しています。今後は日中一時支援事業を継続していくとともに、石巻市と協働で児童発達支援センターを整備するなど、障害児支援を強化していく必要があります。

(4) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

① 安心・安全な交通環境の整備

アンケート調査によると、子育ての環境や支援の満足度が低い人では、交通機関を不便に感じている人が多く見られます。平成31年3月に策定された女川町地域公共交通網形成計画と合わせて、交通環境の整備を進めていくことが重要となります。

② 子育てにやさしい地域環境の整備

アンケート調査によると、子育てに関して日頃悩んでいることや子育て環境に関する意見として、近所に公園や広場など子どもを遊ばせる場所がないという声が多く見られます。子どもが安全に遊ぶことのできる環境や居場所の確保の検討が考えられます。

(5) 教育・保育事業の充実

① 教育・保育事業のニーズへの対応

アンケート調査によると、希望する教育・保育事業は「認可保育所」がほとんどですが、「認定こども園」、「幼稚園」の希望も見られます。今後は教育・保育事業に対するニーズにどのように対応していくか、検討する必要があります。

② 幼児教育無償化への対応

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から幼児教育無償化が実施されました。新制度の実施に当たって、円滑な対応が求められます。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

第1期計画を引き継ぎ、「子どもたちが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長するとともに、保護者が子育てのよろこびを実感することができるまち」を基本理念に、本町における子ども子育て支援の推進を図ります。

計画は、「女川町総合計画2019」の女川町がめざす将来像『「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち』に基づく子ども分野の計画として、具体的な方策や体制づくりを推進します。

子どもたちが健やかに生まれ、
心身ともにたくましく成長するとともに、
保護者が子育てのよろこびを
実感することができるまち

2 基本目標

第1期計画の5つの基本目標について、本町の現状、アンケート調査、国等の動向等を踏まえ、以下のように変更します。

基本目標1 子どもの健やかな成長と活動の支援

子ども一人ひとりが健やかに成長していくために、安心して過ごすことのできる環境の中で、心身ともに健康で、知性と豊かな感性を伸ばし、さまざまな人の支援を受けながら、学びと経験を重ねることにより自らの力を育むことを支援します。

また、中高生世代の主体的な活動の支援や社会への参加・参画の機会を充実させるなど、子どもを主体とした取組みを推進します。

基本目標2 すべての子育て家庭への支援

子育て家庭が不安を抱えたり、地域で孤立することなく、安心して子育てができるように情報提供、相談、拠点の充実を行うとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれて育つよう、保健医療体制を整備します。また、子どもに関わる町民、ボランティア、団体、事業者と協力して、地域全体の子育て力の向上に努めます。

基本目標3 すべての子どもが大切にされるための支援

すべての子どもが愛情を受け、大切にされて育つことが重要です。ひとり親家庭、障害のある子どものいる家庭をはじめとした、配慮が必要な子どもや家庭に対して適切な支援を提供します。また、児童虐待については、発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

基本目標4 安心・安全で快適なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らしていくためには、犯罪や事故のない安全なまちづくりが重要です。また、子育て家庭が安心して生活できるよう、住まい、道路、交通機関、公共施設などの整備を行います。

基本目標5 教育・保育サービスの充実

保護者の就労形態は多様化しており、女性の就労意向は今後ますます高くなることから、それぞれの子育て家庭が子育てと仕事を両立しながら安心して利用できるように、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

3 重点施策

本町の現状と課題を踏まえ、次の取組みを重点施策として設定し、重点的に検討、推進します。

(1) 放課後の子どもの居場所の確保

【必要性】

ニーズ調査によると、放課後児童クラブ（学童保育）の開設時間の延長を望む声が多く、夏休みなどの長期休業の利用意向も見られます。現在は常設となっていない放課後子ども教室の日常的な実施も望まれています。

また、子育てをするうえでの日頃の悩みや不足していることとして、子どもを遊ばせる環境がないという声が多く見られることから、子どもたちが安心して過ごし遊ぶことのできる居場所の確保が求められます。

【重点的に取り組むこと】

放課後子ども教室の実施を充実させ、放課後児童クラブ（学童保育）との一体的な実施を推進し、児童の安心・安全な居場所の確保に努めます。実施に当たっては、小学校や教育委員会、福祉部局等が連携を図りながら、長期休業や土曜日などの授業日以外の活動についても、ニーズに応じた柔軟な対応をめざします。

(2) 子育て家庭を切れ目なく支える体制の整備

【必要性】

ニーズ調査によると、妊娠中や産後に不安を感じていた人が多く、子育てを楽しいと感じない人の増加も見られます。子育て家庭のニーズや状況の変化、子どものライフステージに合わせた柔軟で切れ目のない支援が展開できるよう、町内の関係機関の連携体制の整備が求められます。

【重点的に取り組むこと】

庁舎移設後、子育て支援担当課や保健センター、子育て支援センターを同施設内に併設しました。さまざまな支援が必要なケースに早期から対応できるように、情報の共有に努めます。

また、子育て支援担当課や保健センター、子育て支援センターと保育所や小中学校の連携を強化し、妊娠期からの一貫した係わりを持てる利点を活かした子育て家庭を切れ目なく支える体制の整備をめざします。

(3) 地域の子育て力の向上

【必要性】

ニーズ調査によると、地域の子育て力向上のために、町内会・自治会等によるお祭りやイベントや、子どもを持つ人同士の情報交換や交流などが必要とされています。

また、母親が就労している家庭では、隣近所からの子どもへの声かけを望む声が多く見られることから、地域全体で子育て家庭を見守り支え合うために、地域の子育て力の向上に向けた取組みを推進することが重要になります。

【重点的に取り組むこと】

子どもに関わる町民と町内会や自治会、ボランティア、団体等と連携し、イベント等や防犯活動、子育てに関する情報交換や交流の機会の充実を図るとともに、地域での顔の見える関係づくりを進めます。

(4) 子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の機能整備

【必要性】

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報や助言が、子育て家族に伝わり理解されるよう、子育て世代包括支援センターの設置が求められています。子育て世代包括支援センターは、母子保健法の改正により平成29年4月から市区町村に設置することが努力義務となっています。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)では、令和2年度末までにセンターの全国展開をめざすとしています。

また、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。市町村子ども家庭総合支援拠点は、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、整備が努力義務となっており、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行うことが求められています。

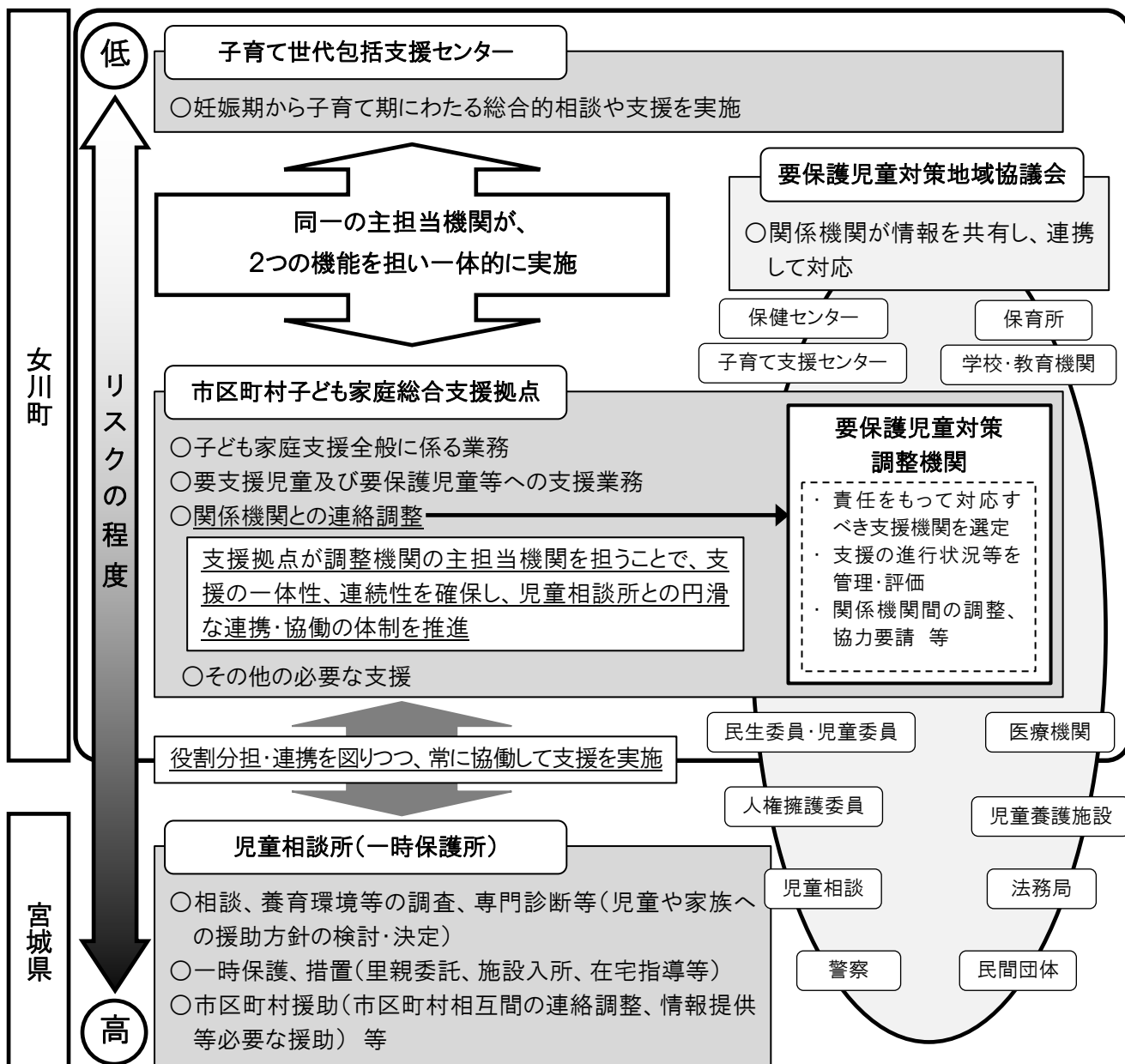
【重点的に取り組むこと】

子育て世代包括支援センターは、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行います。

子ども家庭総合支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものです。

このことから、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、本町では健康福祉課が子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担い、一体的に支援を実施します。

図表1-3-1 子ども・子育て家庭に対する必要な支援を行う体制の関係

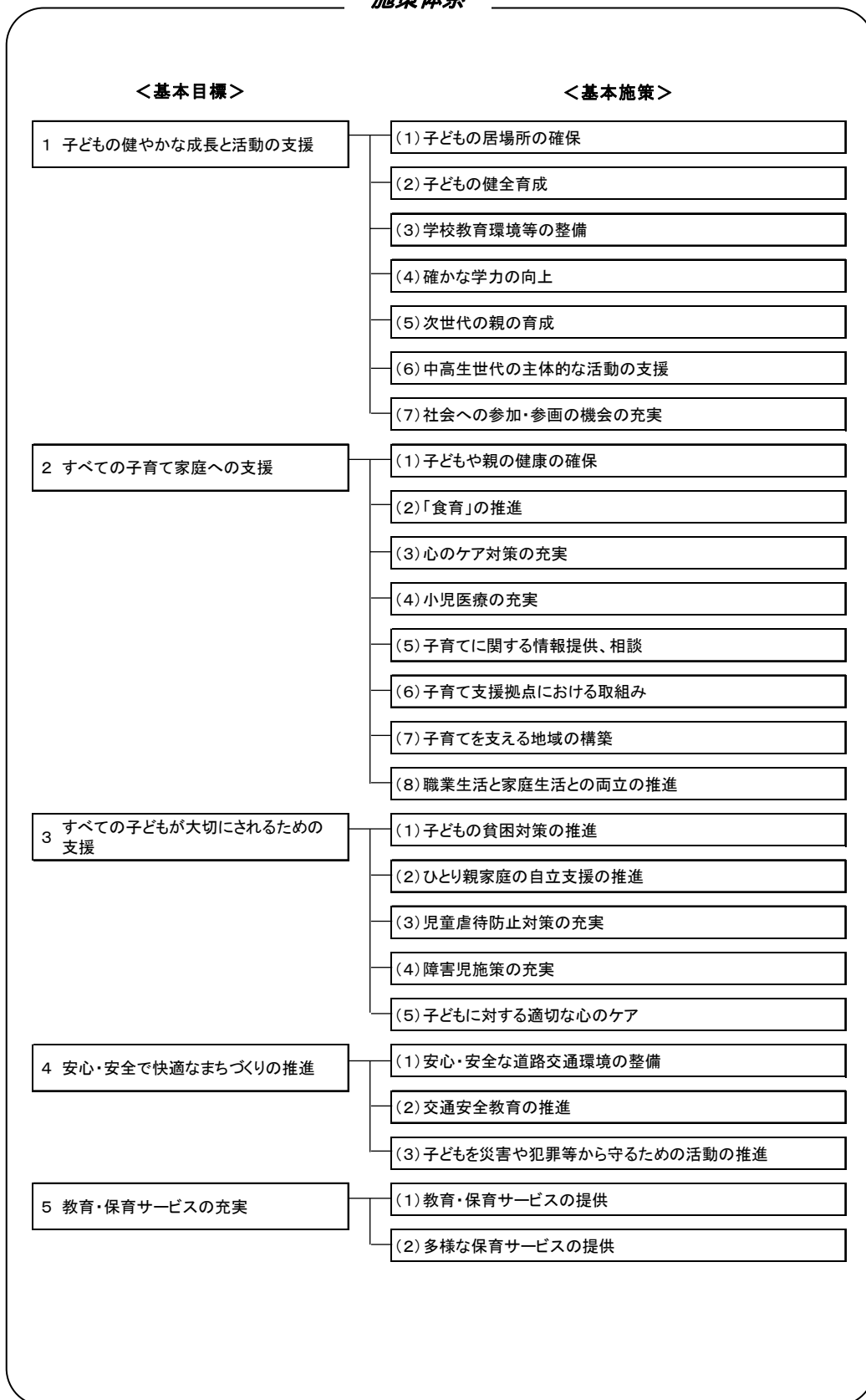


4 計画の体系

<基本理念>

子どもたちが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長するとともに、
保護者が子育てのよろこびを実感することができるとまち

施策体系



第2部 子ども・子育て支援施策の展開

第1章 子どもの健やかな成長と活動の支援

1 子どもの居場所の確保

子どもの成長段階や個々のニーズに応じた居場所の確保に努めます。子どもが地域で活動し、健やかな成長を育むために、小学校児童が放課後に安心して安全に過ごすことができる場や、外遊びができる身近な場を提供し、支援していきます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
屋外での遊び場の確保	屋外での安心・安全な遊び場の確保のために、既存の公園や広場の施設整備や安全管理運営について、地区住民と話し合いながら進めていきます。	建設課
放課後児童健全育成事業の実施	就労等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後、放課後児童クラブを実施します。放課後児童クラブ指導員等を十分に確保し、適切な遊びの提供及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。教育委員会が実施する放課後子ども教室と連携を強化し、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。 利用者の要望等により、利用時間の延長や、長期休業時の開所などを検討していきます。	健康福祉課
通年の放課後子ども教室の実施の検討 【新規】	年間を通して、放課後や土曜日、長期休業期間中に、子ども同士や地域住民と交流することができる放課後子ども教室の実施を検討します。放課後児童クラブ等と放課後対策事業を一体的に行うことで、子どもたちの安心・安全な居場所を確保します。	生涯学習課

2 子どもの健全育成

児童の健全育成に向けて、学校、地域、関係機関が連携して、児童と保護者に向けた情報提供や意識啓発の充実を図ります。また、子育てに関する学習機会や情報提供を行うとともに、各種体験やスポーツを通じた子どもの健やかな成長を支援します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業の実施（再掲）	就労等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後、放課後児童クラブを実施します。放課後児童クラブ指導員等を十分に確保し、適切な遊びの提供及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。教育委員会が実施する放課後子ども教室と連携を強化し、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。 利用者の要望等により、利用時間の延長や、長期休暇時の開所などを検討していきます。	健康福祉課
青少年健全育成事業の推進	児童生徒が心身ともに健全に成長できるよう、学校や地域、すばらしいおながわを創る協議会等の関係機関が連携して、巡視及び啓発紙の発行、各地区懇談会の実施など各種実践活動を実施し、地域社会が一体となった健全育成活動を推進します。また、親子のふれあいや子ども同士の友情を培う各種教室や事業を引き続き展開します。	生涯学習課
子ども会等の連携強化	子ども会及び子ども会育成会の活動を支援し、指導者の育成に努めるとともに、地域住民の協力体制を整備することにより、地域と一体となった、地域に根ざした活動の展開を推進します。	生涯学習課
各種体験交流事業の充実	家庭、地域における生活体験や自然体験、社会体験を通じ子どもたちが心豊かにそして健やかに成長することを目的に各種体験、サークル事業、交流事業の充実を図ります。地域の指導者による「まなびっこ」や、家族で自然体験をする「親子アドベンチャークラブ」、県内外の子どもたちとの交流事業などを実施し、さまざまな体験活動を通して豊かな心、仲間との協調性や自立心を育てます。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
青少年問題の調査及び審議	青少年問題協議会条例に基づき青少年問題協議会を開催し、青少年の指導及び育成に関する必要な事項の調査及び審議をするため、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関し、関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	町民生活課
各種スポーツ団体の支援	各種スポーツの底辺拡大と成長期の少年少女の体力づくりを図るため、スポーツ少年団組織を支援します。 現在、5種目6団体が女川町スポーツ少年団本部を形成しています。 今後も、スポーツ少年団組織の拡充と単位スポーツ少年団の活発的な活動の支援並びに町内認定指導者の育成に努めます。	生涯学習課

3 学校教育環境等の整備

子どもたちの持つ可能性を広げるために、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を身に付けられる教育環境の整備が大切です。そのために、学校が家庭や地域と連携を図りながら、外国語教育やICT等を活用し、信頼と魅力のある教育環境づくりを進めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
心を育てる学校教育の推進	児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、たくましさやさしさを培う学校教育を推進し、各学校の創意を生かしながら活力に満ちた教育の実現を図ります。 各教科の枠を超えた学習の推進と合わせ、防災教育や生きる力を育む教育をめざします。	教育総務課
教育環境の整備	言葉の発達等が遅れている児童について、言語障害の早期改善を図るとともに、「ことばの教室」等を実施、児童一人ひとりに対する教育環境を整備します。 また、国際理解教育や次世代教育の推進を図るべく、外国語教育の充実やICTの活用を図ります。	教育総務課
青少年健全育成活動の支援	児童生徒が心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化・スポーツ活動、青少年活動指導者の育成、地域の外部指導者の活用等、青少年の健全育成活動支援を図ります。	生涯学習課 町民生活課

事業名	事業内容	担当課
人権尊重の教育の推進 【新規】	学校、地域、家庭が一体となって、障害者、外国人、男女共同参画など、さまざまな人権に関わる問題を子どもたちの発達段階に応じて適切に指導し、人権尊重の教育を進めます。	教育総務課
地域に根ざした体験学習の推進	児童が自ら考え実践できるよう、幅広い体験を持つことのできる学習の充実を図ります。各学校の特色づくりと、それを支援する地域や町の体制づくりにより、地域に根ざした独自性のある教育基盤の形成に努めます。	教育総務課

4 確かな学力の向上

子どもたちの夢を実現するため学力向上を推進します。一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着を図り、子どもたちが主体的に考え、判断し、課題を解決できる力の育成を図ります。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
基礎基本の確実な学力定着の推進	「女川町の児童生徒は女川町の教職員及び保護者・地域住民が育てる」との基本のもと、女川の教育を考える会を組織し、町全体で学力向上施策を推進します。 児童・生徒一人ひとりの基礎基本の確実な学力の定着をめざし、読み・書き・計算をはじめとした基礎的な知識をしっかりと教え、身に付けさせる学習を推進し、理解度の把握と習熟度の把握に加え、本町独自の学習カルテを活用した教育を推進します。また、子どもたちが主体的に考え、判断し、課題を解決できる力の育成を図ります。 大学生等ボランティアの協力のもと、放課後「スキルタイム」や夏季休業中における児童生徒の学習支援を行い、自主的学習態度形成を図ります。また、「予習－授業－復習のサイクル」が確立するような「家庭学習の課題」を工夫し、授業に活用できるように努めます。	教育総務課
学力向上サポートプログラム事業	教員の資質能力の向上のため、校内研修の充実を図り、指導改善に努め、教員の教科指導力の向上と児童生徒の学力向上を図ります。	教育総務課

5 次世代の親の育成

次世代の親を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさや教養や知識を身につけることが求められています。子どもに親としての責任感や自覚を持ってもらうために、青少年向けの講座を実施します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
次世代の親の子育て講座	次世代の親となる青少年を対象に、男女の性差や役割、命の尊さを学び、親としての自覚を持つために、子育て講座を実施します。	生涯学習課

6 中高生世代の主体的な活動の支援

中高生世代が生き生きと主体的な活動を育むため、中高生世代が活動できる場所を確保し、充実を図ります。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
「まちなか交流館」における中高生世代の活動場所の充実【変更】	「居心地のよい、まちの居間となる、賑わい交流拠点」として設置された「まちなか交流館」において、今後も中高生等が気軽に集え、音楽の練習ができるスタジオや多目的室・会議室、憩えるスペース等の多様な自主活動の場を確保し、充実を図ります。	産業振興課

7 社会への参加・参画の機会の充実

子どもの社会性や主体性を育むために、多世代間の交流や地域の中での主体的な活動の機会や場を充実させます。また、活動を円滑に継続できるよう、活動を支える支え手の確保や仕組みづくりに努めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
地域ぐるみでの子どもたちの育成 【新規】	子どもたちを地域で育成するために、子どもたちの運営役が中心となり「子ども会活動」、「夏休みラジオ体操」、「地区勉強会」を実施していきます。それに伴い、「女川町ジュニア・リーダーサークルうみねこ」の中高生ジュニア・リーダーを派遣し、子どもたちの取組みを支援するとともに、子どもたちに主体的な運営の仕方が身に付くよう支援していきます。	生涯学習課
女川町子ども会議の実施の検討 【新規】	子どもたちが、町の魅力や価値を高める取組みや、町の施設の活用案等についてアイデアを出す「女川町子ども会議」の実施を検討します。意見や主張する力、自主性を子ども会議を通して養います。	生涯学習課
小中学校でのボランティア活動の促進 【新規】	保育所から中学校にかけて、地域の高齢者福祉施設・事業所、障害者福祉施設・事業所、女川高等学園と交流を図るとともに、小中学校でボランティア活動を促進します。	生涯学習課

第2章 すべての子育て家庭への支援

1 子どもや親の健康の確保

子どもと母親が健やかに過ごすためには、心身両面でのサポートが欠かせません。妊娠期から不安や悩みを軽減するため、健康診査などさまざまな機会を通じて、親と子どもの健康、食事や栄養、子どもの発達に関する情報提供、相談を行います。

※詳細は母子保健計画 第4章を参照ください。

2 「食育」の推進

「女川町食育推進計画（第3次）」に基づき、食育に関する事業を展開します。

子どもや親子などを対象に、子育て支援センター、保育所、学校、教育委員会などと連携して、食の体験活動を実施します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
離乳食教室・幼児食育教室 【変更】	子どもの成長発達に必要な栄養がとれるように食の体験を通して「食べる」ことの楽しさを感じてもらい、食への興味・関心を高める活動を行います。	健康福祉課
児童・生徒の食育活動 (まなびっこ・潮活動)	小さい頃からの食生活は、食習慣を確立させる大切な時期です。将来、食の選択や調理ができるように、地場産品を使った料理や郷土料理などを楽しみながら調理体験することで、食への関心や知識を高める活動を行います。	生涯学習課
魚市場や水産関係施設等の見学ツアー 【新規】	地元でとれる魚介類の水揚げの様子や加工食品などの工場を見学することで、食材への理解や食べ物は生産、加工、流通、調理と多くの方の苦労や努力により食卓に届くことを理解し、好き嫌いせず感謝をして食事をすることができるよう親子対象の見学ツアーを行います。	健康福祉課

3 心のケア対策の充実

学校でのスクールカウンセラーの活動の充実を図り、児童・生徒の相談にのるとともに、思春期の子を持つ親向けに講座等の学習の場を提供します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
心のケア相談の実施	いじめや不登校、体罰など思春期に当たる児童・生徒が持つ問題に対し、月4回、臨床心理士等の資格を有する県内スクールカウンセラーを小・中学校にそれぞれ配置して、児童・生徒、教職員・保護者への相談・助言等を行います。また、学校や地域、関係機関と連携して心のケアに対する体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーを月4回配置し、心のケア相談の充実を図ります。	教育総務課
家庭における思春期保健対策	各学校において、家庭教育学級を開設して保護者の学習の場を提供し、思春期の子を持つ親の悩み・不安の対処方法、親の悩みや不安の解消に向けて支援します。	生涯学習課

4 小児医療の充実

女川町地域医療センターによる小児医療を提供するとともに、医療費の助成を通して医療の充実を図ります。また、小児救急医療について石巻圏域での医療機関と連携を図りながら対応します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
小児医療の充実	小児救急医療について、今後も女川町地域医療センター、石巻圏域の医療機関との連携を図りながら対応していきます。 引き続き女川町地域医療センターにおいて、小児医療の提供を図ります。 乳幼児期から18歳到達年度までの子ども医療費助成を継続して実施し、疾病の重症化の予防や、保護者の経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
子ども医療費の助成	幼児期から18歳到達年度までの子どもで、各種医療保険に加入している人を対象とし、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的に、子どもにかかる医療費を助成します。 県の制度においては、6歳未満児の外来及び入院にかかる医療費についての助成を行っていますが、本町においては、18歳到達年度3月末までの子どもに対し、外来、入院及び食事料にかかる保険対象医療費について全額助成をしています。	健康福祉課
医療情報の提供	本町広報紙により、町内、管内の医療情報を提供します。 町ホームページ（携帯電話対応）により、休日当番医情報などを情報提供していきます。	総務課

5 子育てに関する情報提供、相談

核家族化が進行していることから、地域とのつながりが希薄になっており、子育てについて情報を得る機会や、身近な相談相手が少なくなっています。子育てについての情報提供や親同士の情報交換の場の提供、相談等により子育て中の親の不安や悩みを解消します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
女川町での子育ての利点についての広報	女川の豊かな自然、豊かな食文化、伝統文化などの特色や魅力を町広報紙やホームページにて発信するとともに、保育料の低減化や医療費の無料化、教育の充実などの女川での子育ての利点を広く周知していきます。	健康福祉課
子育て情報の提供	子育てに関する制度や保育サービスの情報、母子保健に係る情報などを町の広報紙やホームページに掲載しています。 また、スマートフォンを活用した子育て支援アプリ「おながわすくすくナビ」を配信し、情報発信の一層の充実を図り、積極的に推進していきます。	健康福祉課
子育てのための学習支援	子育て支援センターと連携し、未就学児童を養育している父母または祖父母を対象に、おかあさん学級や幼児期の子育て講演会を開催し、情報提供や子育ての悩みの解消に向けた取り組みなどについての学習の場を提供します。	生涯学習課
幼児期家庭教育学級の実施	町立各保育所の児童を持つ父母及び祖父母を対象に、幼児期における心身の発達などをテーマに講演会を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
子育て相談事業	子育てをしている方が相談したいときの相談窓口として、子育て支援センターで相談を受け付けています。 健康福祉課、保健センター、保育所等と連携しながら子育てに係る総合的な相談機能を果たす体制の充実と強化を図り、子育て世代をサポートします。	健康福祉課

6 子育て支援拠点における取組み

子育て支援センターの人員を充実し、子育てひろば、一時預かり、子育て相談、子育てサークルの支援等の機能が十分に発揮できるように子育て支援センターの体制を整備するとともに、今後もまちなか交流館において、乳幼児や子育て世代が集う場を確保します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センターの充実	保護者がいつでも気軽に育児や育児不安についての相談ができ、助言・指導が受けられ、子育てに関する学習機会など地域の保育資源の情報提供等、子育てサークル等への支援、家庭的保育を行う方への支援など、子育て支援センターを充実させるために、従事者確保や体制整備を図ります。また、ふだん家庭にいる子どもや保護者との交流の場としての活動を推進します。	健康福祉課
地域子育て支援事業の推進	地域子育て支援拠点として、子育て支援センターを位置づけ、在宅で子育てをしている父母や祖父母への支援として、各種子育て支援事業を実施します。「遊び」や「講話」、「育児にかかる相談」を通して、子育てに自信を持ち、安心して楽しく子育てができ、地域と交流ができる事業を提供していきます。	健康福祉課
育児サークルの活動支援	子育て不安を解消するため、育児中の親と子の交流や情報交換の活動として、町内にある子育てサークルへの活動運営に関する相談助言の支援をします。	健康福祉課
「まちなか交流館」における子育て世代の支援の充実 【新規】	「居心地のよい、まちの居間となる、賑わい交流拠点」として設置された「まちなか交流館」において、今後も乳幼児や子育て世代が集う場として設置されたキッズコーナーの確保と充実を図ります。	健康福祉課

7 子育てを支える地域の構築

地域の子育て力の向上のために、隣近所の人子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくることや、子育てに関する情報交換や交流・活動などが求められています。子育て家庭が地域で孤立することのないよう、地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、地域人財*の育成や確保に努め、地域活動の支援を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
子育て支援ボランティアの育成（子育てサポーター）	地域の中で子育て支援を積極的に展開するため、地域の子育て支援ボランティアの育成を図ります。	ボランティアセンター
生涯学習人材登録と活用の推進	地域に埋もれた指導者の発掘と地域の指導力の強化を目的に、芸術文化をはじめ各分野で活躍している町民（個人・団体）に、生涯学習指導者として登録する「指導者登録制度」を実施し、出前講座やウィークエンドサークルまなびっこ、子ども会活動等の講師として活用の促進を図ります。	生涯学習課
高齢者等との世代間交流	保育所では、お花見会、運動会、おゆうぎ会等に地域の高齢の方々を招待して、一緒に遊んだり、練習した演技を見ていただいたり、世代間の交流事業を実施しています。今後も交流内容等を充実させ実施していきます。	健康福祉課
地域活動への参加の促進	地域の伝統行事やさまざまな地域活動に、地域の一員として子どもたちや子どもがいる世帯に積極的に参加してもらうように、各自治会を通じて参加を促進していきます。	生涯学習課

※本町に暮らす一人ひとりの知識・経験・支え合うところを財産として捉え、『人財』と表現しています。

8 職業生活と家庭生活の両立の推進

保護者の働き方やライフスタイルの多様化が進んでいます。男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育てを両立できるよう、職業生活と家庭生活の両立の考え方を普及・啓発します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
働き方の見直しと就労環境の整備	育児休業制度の普及など、仕事と子育ての両立ができる就業環境づくりを促進します。 また、仕事と子育ての両立の一層の支援を図るため、町のホームページやイベントを活用し情報提供、普及・啓発に努めます。	健康福祉課

第3章 すべての子どもが大切にされるための支援

1 子どもの貧困対策の推進

子育て世帯の経済的負担感を軽減するため、子どもに対する医療費の助成、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する援助、子どもの居場所の確保、教育や就労の支援を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費の助成（再掲）	幼児期から18歳到達年度までの子どもで、各種医療保険に加入している人を対象とし、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的に、子どもにかかる医療費を助成します。 県の制度においては、6歳未満児の外来及び入院にかかる医療費についての助成を行っていますが、本町においては、18歳到達年度3月末までの子どもに対し、外来、入院及び食事料にかかる保険対象医療費について全額助成をしています。	健康福祉課
要・準要保護児童生徒就学援助費	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費等の援助を行います。	教育総務課
子どもの居場所づくりの支援 【新規】	地域の子どもの対象とした食事の提供や居場所づくりを行う「子ども食堂」の設置や、活動している地域団体への支援を検討します。	健康福祉課
放課後の学習の支援 【新規】	主に小学生、中学生を対象として、学びの場の提供、学習指導、心のケアを行います。	教育総務課
就労希望者への支援 【新規】	中学校あるいは高等学校を卒業または中退後に、就職を希望する青少年に対して、県や近隣市、教育委員会等と連携を図りながら、就労の支援を行います。	教育総務課 健康福祉課
活動団体への支援 【新規】	子ども食堂等の取組みをしている活動団体の相談窓口となり、活動の支援を行います。	健康福祉課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭では、日々の勤務の他に育児・子育てを行わなければならない、経済的にも精神的にも負担感の多い生活を送りがちです。そのため、相談や情報提供の充実、経済的支援を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等への支援・相談体制の充実	ひとり親家庭等への支援として、保育所の入所に際して配慮するとともに、生活相談や育児相談など相談体制の充実や施策・取組みについての情報提供を図ります。	健康福祉課
母子・父子家庭医療費の助成	ひとり親家庭の父母に対し、医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。助成額については、対象者の保険診療対象分の自己負担金額が1件につき、入院で2,000円、通院で1,000円を超える額を支払ったとき、その超える金額に相当する額を助成します。	健康福祉課
母子・父子家庭に対する貸付	母子・父子家庭福祉対策資金貸付制度として、母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を目的として女川町社会福祉協議会を窓口資金の貸付を実施しています。	健康福祉課

3 児童虐待防止対策の充実

児童虐待については、未然防止の視点に立って、相談体制を充実します。また、問題が発生した場合にも、早期発見・早期対応ができる体制を構築するため、関係機関が連携を強化します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	女川町要保護児童対策地域協議会では、子どもの虐待等の未然防止、要保護児童の早期発見・早期対応、家族再統合及び養育機能の再生・強化をめざし、関係機関と連携して適切に対応できるように取り組めます。	健康福祉課
児童家庭相談事業	子どもの虐待相談、養育相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、遺棄・迷子に関する相談等を受け付け、それぞれの相談に対し指導や助言の徹底、家庭訪問の実施により、専門的な支援サービスを推進します。 また、早期発見・早期対応として、保健センター、保育所、子育て支援センター、学校、警察、児童相談所、民生委員・児童委員等との連携を強化し、問題発生時の体制を確立します。	健康福祉課
子ども虐待の保護・支援及び相談機能の整備	子ども虐待における保護・支援等として、虐待の早期発見と進行防止、家族形態や養育機能の再生・強化をめざして、支援の充実を図ります。また、親や養育者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制を整備していきます。	健康福祉課

4 障害児施策の充実

本町では「女川町障害者計画・障害福祉計画」において、障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した生活ができるまちをめざしています。そのため、障害児の生活支援の観点から、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携による適切な医療や在宅サービスの充実、就学支援の充実に努めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
早期発見と相談支援	障害の原因となる疾病や、障害、発達障害の早期発見・治療を推進するとともに、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や保育所、学校における健康診断などを推進し予防対策を図ります。	健康福祉課
障害児支援体制の充実	障害児の生活支援の観点から、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携による適切な医療や在宅サービスの充実、就学支援の充実に努めます。また、学習障害（LD）や多動性障害（ADHD）、自閉症などの児童生徒も含め、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や療育の支援を図ります。	健康福祉課
障害児保育の推進	障害児の保護者で、就労等により保育が困難な方への支援として、障害児の保育所での受け入れや、放課後児童クラブでの受け入れ実施に向けた推進を図ります。	健康福祉課
障害児通所支援等の拡充・充実支援 【新規】	障害のある児童やその家族の相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを整備し、障害児通所支援等の提供体制の充実に努めます。	健康福祉課
保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築 【新規】	医療的ケアを必要とする障害児支援や発達障害者支援を進めるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする子どもが、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害のある子どもも、ない子どもとともに学ぶことができる小・中一貫した教育システムを推進します。	教育総務課
特別支援教育推進事業	発達障害を含むすべての障害のある幼児、児童及び生徒へ適切な指導や支援を行う事業を総合的に推進するため、保育所及び小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置します。また、特別支援教育連携協議会並びに特別支援コーディネーター連絡協議会を設置し、関係職員の資質向上のための研修会の実施等、支援体制を構築します。広く特別支援教育への理解を深め、環境整備を推進していきます。	教育総務課
障害児福祉手当の支給	重度障害児で、日常生活が著しく制限され、在宅での介護を必要とする状態にある児童に対して支給されます。	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます。なお、支給額については、父母等の所得により限度額が定められています。	健康福祉課

5 子どもに対する適切な心のケア

災害・交通事故・犯罪・いじめ・児童虐待などの被害を受けた子どもの立ち直り支援には、慎重かつ適切な対応が必要なことから、学校・関係機関との連携を密にしながら、カウンセリングや助言など適切な心のケアを行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
カウンセリングや助言等による適切な心のケア	災害・交通事故・犯罪・いじめ・児童虐待などの被害を受けた子どもの立ち直り支援には、慎重かつ適切な対応が必要なことから、学校・関係機関との連携を密にしながら、カウンセリングや助言など適切な心のケアを行います。また、各種相談窓口のパンフレットなどによる周知や広報活動を充実させ、気軽に相談してもらえる体制づくりを図ります。	健康福祉課

第4章 安心・安全で快適なまちづくりの推進

1 安心・安全な道路交通環境の整備

安心・安全で快適な新しいまちづくりを進めていくために、子どもたちが安心して通行できるような町道の整備に努めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
安心・安全に通行できる道路 交通環境の整備	道路交通環境の整備を図るため、町道のパトロールを定期的実施し、危険箇所については、道路の改良及び維持補修を行い、子どもたちが安心して通行できる町道の整備に努めます。 また、冬季には、通学路を中心に坂道の除・融雪を実施し、その他の平坦な箇所については融雪剤を設置し、冬季道路の安全の確保に努めます。	建設課

2 交通安全教育の推進

子どもの交通安全意識向上のため、保育所、小学校と連携を図りながら、交通安全教育を推進します。また、安心・安全で快適なまちづくりにおいては、通学路の安全確保に努めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	子どもに対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の基本的なルールを理解させ安全に行動することができる習慣を身に付けさせることを目標として、学校・警察・交通安全指導隊の連携による交通安全教室を継続的に実施していきます。 また、新入学児童に対して黄色い帽子を配布するとともに、町広報紙等で交通安全教育の啓発を実施していきます。	町民生活課 教育総務課
通学路の安全確保	児童・生徒の安全な登下校を確保するため、通学路の点検を行い、危険箇所については、横断歩道やカーブミラーなどを設置するよう関係機関に働きかけます。	教育総務課

3 子どもを災害や犯罪等から守るための活動の推進

子どもたちを地震や津波等の自然災害から守るため、自然災害への正しい知識や防災対応能力を身に付けさせる取組みを推進していきます。さらに、犯罪等の被害から守るため、防犯協会・青少年健全育成推進協議会、学校、保護者、地域、警察が連携を図りながら、防犯対策活動を充実します。また、防犯灯の設置等を推進し、安心・安全で快適なまちづくりをめざします。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
防災・減災教育の推進 【新規】	東日本大震災の教訓を後世に伝え、今後同じような被害を出さないようにするため、地域との連携も視野に入れた、各種訓練等をはじめとする学校教育活動全体を通じた「防災・減災教育」に取り組み、子どもたちに地震・津波等の自然災害への正しい知識や防災対応能力を身に付けさせていきます。	教育総務課 健康福祉課
子どもの防犯対策活動の充実	子どもたちを犯罪等の被害から守るため、防犯協会・すばらしいおながわを創る協議会・スクールガードリーダー・小中学校のPTA等の地域住民の協力による、巡回パトロールや見守り等の犯罪抑止活動や、青少年問題協議会や関係機関・団体と情報交換を積極的に行い、防犯対策活動の充実を図り、子どもたちの安全確保に努めます。	町民生活課 生涯学習課
防犯広報紙「あかり」の発行	住民のための防犯広報紙として、交番の編集による「女川のあかり」を広く住民に周知するため、防犯協会の発行協力のもと全戸配布しています。今後も、防犯対策の一助として、発行継続に努めます。	町民生活課
小中学校の安全指導	子どもたちの防犯や防災意識の高揚を図るため、警察・関係団体の協力のもと、学校教育の一環として不審者を想定した防犯教室や避難訓練等の実施や町主催の防災訓練への参加を推進しています。	教育総務課
防犯灯の整備	暗い通りや見通しの悪いところが多いことから、町では行政区で管理している防犯灯に対し、電気料及び設置・修繕費用の補助を行ってきました。今後も、防犯灯の整備を推進し、安全なまちづくりに努めます。	町民生活課

第5章 教育・保育サービスの充実

1 教育・保育サービスの提供

本町の保育所では、安定的な保育サービスの供給が行われており、今後も継続をめざします。また、教育・保育人財の確保とサービスの質の向上を推進し、教育・保育サービスの充実を図ります。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
通常保育・乳児保育事業の実施	日中就労等により保育に欠ける児童1歳児からの受け入れを保育所において、7時30分から18時30分までの通常保育事業を実施します。 また、乳児保育として、生後6か月以上の乳児の保育を実施します。 なお、就労等により家庭で保育できない場合には土曜日の保育にも対応します。	健康福祉課
保育料の軽減措置 【新規】	幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての3～5歳児や0～2歳児のうち、住民税非課税世帯の保育料が無償になりました。 また、無償化の対象とはならない3歳未満児については、第2子の保育料は半額とし、第3子以降の保育料は全額免除とします。	健康福祉課
保育所通所支援事業	遠方から保育所を利用するご家庭で、就業形態や仕事場により保育所への送迎が困難なご家庭への支援として、登所時の送迎バスまたは送迎タクシーを提供します。	健康福祉課
教育・保育施設の連携の推進	今後、3歳未満児が利用する地域型保育事業が提供される場合には、連携施設(保育所等)への転所が円滑に進むように支援します。 また、保育所・小学校が連携し、教育・保育内容の相互理解、情報共有を推進するとともに連携を図ります。	健康福祉課 教育総務課
教育・保育人財の確保・育成 【新規】	教育・保育に関する学習や説明会の機会が得られるように努めます。また、県や近隣市と連携し、教育・保育人財の確保を図ります。	健康福祉課
サービスの質の向上 【新規】	保育所等の職員を対象とした各種研修や研究活動を実施し、教育・保育の質の向上を推進します。	健康福祉課

2 多様な保育サービスの提供

保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴うさまざまな保育ニーズに安定的に対応できるよう、延長保育の実施を検討するなど、現在あるサービスについても充実を図ります。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
延長保育の検討	保護者の就業形態の多様化や通勤時間に対応するため、保育に欠ける児童の受け入れを保育所において11時間を超える保育（例：7時30分から19時30分）について検討します。	健康福祉課
一時預かり事業	保護者の疾病などの緊急時に、一時的に子どもの保育ができない家庭を支援するため、1歳以上の子どもを対象に子育て支援センターにおいて、9時から17時までの一時預かり事業を実施します。	健康福祉課
病児・病後児保育事業	保護者の子育ておよび就労の両立を支援するため、地域医療センターが事業主体となり、病期中または回復期にある子どもの一時的な保育を実施します。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	仕事と子育てを両立することができる環境の整備促進を図るため、子育てのお手伝いをしていただける方と、援助を受けたい方を会員として組織するファミリー・サポート・センター事業を必要性に応じて検討していきます。	健康福祉課

第3部 事業の見込量

第1章 見込量と確保方策

1 教育・保育提供区域

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需給調整の判断を行う教育・保育提供区域を町内全域の1区域と設定します。

2 人口推計

0～11歳の人口は、令和6年9月末日には360人になると予測されます。

図表3-1-1 0～11歳の人口推計

(人)

	実績	推計					
	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	36	35	34	31	31	30	29
1歳	25	37	35	34	31	31	30
2歳	41	24	35	34	33	30	30
3歳	42	40	23	34	33	32	29
4歳	30	42	40	24	34	33	32
5歳	38	30	42	40	24	34	33
6歳	22	35	27	39	36	22	31
7歳	35	21	34	26	37	34	21
8歳	33	33	21	32	25	35	32
9歳	32	33	33	21	32	25	35
10歳	35	32	33	33	21	32	25
11歳	42	36	33	34	34	22	33
0～5歳	212	208	209	197	186	190	183
6～11歳	199	190	181	185	185	170	177
計	411	398	390	382	371	360	360

3 教育・保育事業

子ども・子育て支援新制度では、例外のない保育の保障の観点から、本町が基準に基づき、保育の必要性を認定します。認定は1～3号の区分で行われます。

パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」を導入しています。

図表3-1-2 保育の認定について

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

現状では、本町には第一保育所と第四保育所があり、保育事業を提供しています。平成31年4月1日現在では第一保育所の児童数は88人、第四保育所の児童数は47人となっています。

また、令和3年度を開所目標に、災害復旧により町立保育所を整備し、本町の保育事業の推進を図ります。

図表3-1-3 教育・保育事業の見込量・確保の内容

(人)

	平成30年度【実績】					令和元年度【実績】					
	教育		保育			教育		保育			
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	2号 3～5歳	3号		1号 3～5歳	2号 3～5歳	2号 3～5歳	3号		
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳		
必要利用定員総数(①)	0	0	89	1	36	0	0	102	3	30	
確保の内容(②)	施設型給付	0	0	89	1	36	0	0	102	3	30
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保育所			89	1	36			102	3	30
	幼稚園	0	0				0	0			
	地域型保育給付			0	0	0			0	0	0
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(人)

		令和2年度【見込】					令和3年度【見込】				
		教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
必要利用定員総数【見込量】①		0	0	95	7	43	0	0	89	6	42
確保の内容②	施設型給付	0	0	95	6	43	0	0	89	6	42
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所			95	6	43			89	6	42
	幼稚園	0	0				0	0			
	地域型保育給付			0	0	0			0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
②-①		0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0

		令和4年度【見込】					令和5年度【見込】				
		教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
必要利用定員総数【見込量】①		0	0	83	6	40	0	0	90	6	38
確保の内容②	施設型給付	0	0	83	6	40	0	0	90	6	38
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所			83	6	40			90	6	38
	幼稚園	0	0				0	0			
	地域型保育給付			0	0	0			0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和6年度【見込】				
		教育		保育		
		1号	2号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
必要利用定員総数【見込量】①		0	0	85	6	37
確保の内容②	施設型給付	0	0	85	6	37
	認定こども園	0	0	0	0	0
	保育所			85	6	37
	幼稚園	0	0			
	地域型保育給付			0	0	0
	認可外保育施設			0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

確保量は令和2年度以降は減少しますが、推計児童数が減少するため、保育利用率は横ばいで推移し、令和2年度以降は48.0%を上回ります。

図表3-1-4 0~2歳児の保育利用率

(人、%)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
0~2歳の推計児童数 (①)	102人	96人	104人	99人	95人	91人	89人
3号認定の確保量(②)	37人	33人	50人	48人	46人	44人	43人
保育利用率(②/①)	36.3%	34.4%	48.1%	48.5%	48.4%	48.4%	48.3%

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

本町では、健康福祉課子育て支援係が総合的な窓口となり、実施しています。

図表3-1-5 利用者支援事業の見込量

(か所)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	1	1	1	1	1	1	1	1
確保量				1	1	1	1	1

(2) 時間外保育(延長保育)事業

保育所等で通常保育の時間以上に保育が必要な人に対し、延長して保育を提供する事業です。現在、本町の保育所では、通常の保育時間は8時30分から16時30分ですが、希望があれば開始が7時30分から、終了は18時30分まで延長しています。

計画期間中に18時30分以降の延長保育の必要性について検討し、必要性がある場合は、体制を充実し提供します。

図表3-1-6 時間外保育(延長保育)事業の見込量

(人)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	—	—	—	10	10	9	9	9
確保量				—	—	—	—	—

※町では制度としての延長(時間外)保育はありません。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事などの理由で日中児童の保育ができない状態にある家庭の児童を対象に、学校の放課後17時30分まで、家庭に代わり児童が一時的に帰るための場所です。放課後児童クラブには職員が常駐しており、保護者が迎えに来るまでの間、保護者に代わって児童の保育を行います。

現在は町内の小学校に通う1年生から4年生（特別な支援が必要と認められる児童については6年生）までを対象としています。

今後も現在と同様に事業を実施していきませんが、今後、保護者の就労形態やニーズに適応し、利用時間の延長や、長期休業期間中の開所、高学年も利用対象に広げるなど、必要性に応じて検討していきます。

図表3-1-7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の見込量

(人)

		平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	1年生	15	15	18	15	21	19	12	17
	2年生	6	10	16	14	11	15	14	9
	3年生	12	5	12	6	10	8	11	10
	4年生	2	9	6	6	4	6	4	6
	5年生	0	0	8	3	3	2	3	2
	6年生	0	0	0	0	0	0	0	0
	低学年(計)	33	30	46	35	42	42	37	36
	高学年(計)	2	9	14	9	7	8	7	8
確保量	低学年				35	42	42	37	36
	高学年				9	7	8	7	8

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切にできる施設において養育・保護を行う事業です。現在、本町では提供していません。ニーズ調査から見込量を算出した結果、需要量は0人日だったため、今後も提供体制は確保しません。

図表3-1-8 子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込量

(人日)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量				-	-	-	-	-

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。今後も現状と同様に保健センターが実施します。

図表3-1-9 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の見込量

(人)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	27	36	-	34	31	31	30	29
確保量				34	31	31	30	29

(6) 養育訪問支援事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。今後も現状と同様に保健センターが実施します。

図表3-1-10 養育訪問支援事業の見込量

(人)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	9	8	—	12	12	11	10	11
確保量				12	12	11	10	11

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。今後は、子育て支援センターの体制を充実して提供します。

図表3-1-11 地域子育て支援拠点事業の見込量

(人日)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	1,937	2,000	—	2,387	2,273	2,181	2,089	2,043
確保量				2,387	2,273	2,181	2,089	2,043

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間（4時間）の前後や土・日・長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に行われます。

現在、本町には幼稚園がないため提供していません。

図表3-1-12 幼稚園における一時預かり事業の見込量

(人日)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	0	0	—	0	0	0	0	0
確保量				—	—	—	—	—

② 一時預かり事業

生後1年を経過した、保育所の対象とならない乳幼児を対象に、子育て支援センターの開設時間内である月曜日から金曜日の9時から17時までの希望する時間内で有料でサービスを提供しています。

図表3-3-13 一時預かり事業(幼稚園における一時預かり以外)の見込量

(人日)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	21	9	11	44	41	38	40	38
確保量				50	50	50	50	50

(9) 病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やけが等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。今後も地域医療センターが事業主体となり提供します。

図表3-1-14 病児・病後児保育事業の見込量

(人日)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	271	419	—	433	452	451	460	451
確保量				433	452	451	460	451

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在、本町では提供していませんが、必要性に応じて検討していきます。

図表3-1-15 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の見込量

(人日)

		平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	就学前児童	0	0	0	0	0	0	0	0
	就学児童	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量	就学前児童				0	0	0	0	0
	就学児童				0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査事業

母子保健法では市町村が必要に応じて妊産婦に対する健康診査を行うことが規定されており、事業の実施方法（実施回数、公費負担額等）については、各市町村の判断に任されています。

本町では現在、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するための健康支援として、医療機関での妊婦健診無料券を14回配布しています。今後も現状と同様に保健センターが実施します。

図表3-1-16 妊婦健康診査事業の見込量

(人回)

	平成 29年度 【実績】	平成 30年度 【実績】	令和 元年度 【実績】 (見直し)	令和 2年度 【見込】	令和 3年度 【見込】	令和 4年度 【見込】	令和 5年度 【見込】	令和 6年度 【見込】
見込量	252	436	—	476	434	434	420	406
確保量				476	434	434	420	406

第4部 母子保健計画

第1章 母子保健計画の概要

1 趣旨

本町において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、効果的な母子保健施策の推進に資するために、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定します。

2 策定根拠

- 「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）
- 「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

3 基本理念

本町では、平成23年9月に「女川町復興計画」を策定し、「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」をスローガンに第1期の母子保健計画、次世代育成支援行動計画等を策定し施策を進めてきました。

平成23年3月におきた東日本大震災以降、本町では人口の大幅減少に直面しています。子育てを担う20代・30代世帯の減少にともない、子どもの人口は減少し続けており、今後もその傾向は継続する見込みです。また、東日本大震災の発生により、住み慣れた地区を離れ、応急仮設住宅に引っ越した後、新たに高台住宅団地や災害公営住宅に移転した人が多く、これまでとは違うコミュニティで生活している人が多くいる状況です。

子どもは地域の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の本町の担い手の育成という意味で重要な未来への投資であり、地域全体で協力しながら行っていく必要があります。また、総合計画のもと新たなまちづくりが進められていますが、子ども・子育て家庭が安心して暮らせるまちは、すべての町民にとっても安心して暮らせるまちになります。

本計画は、第1期計画を引き継ぎ、「子どもたちが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長するとともに、保護者が子育てのよろこびを実感することができるまち」を基本理念に、本町における子ども子育て支援の推進を図ります。

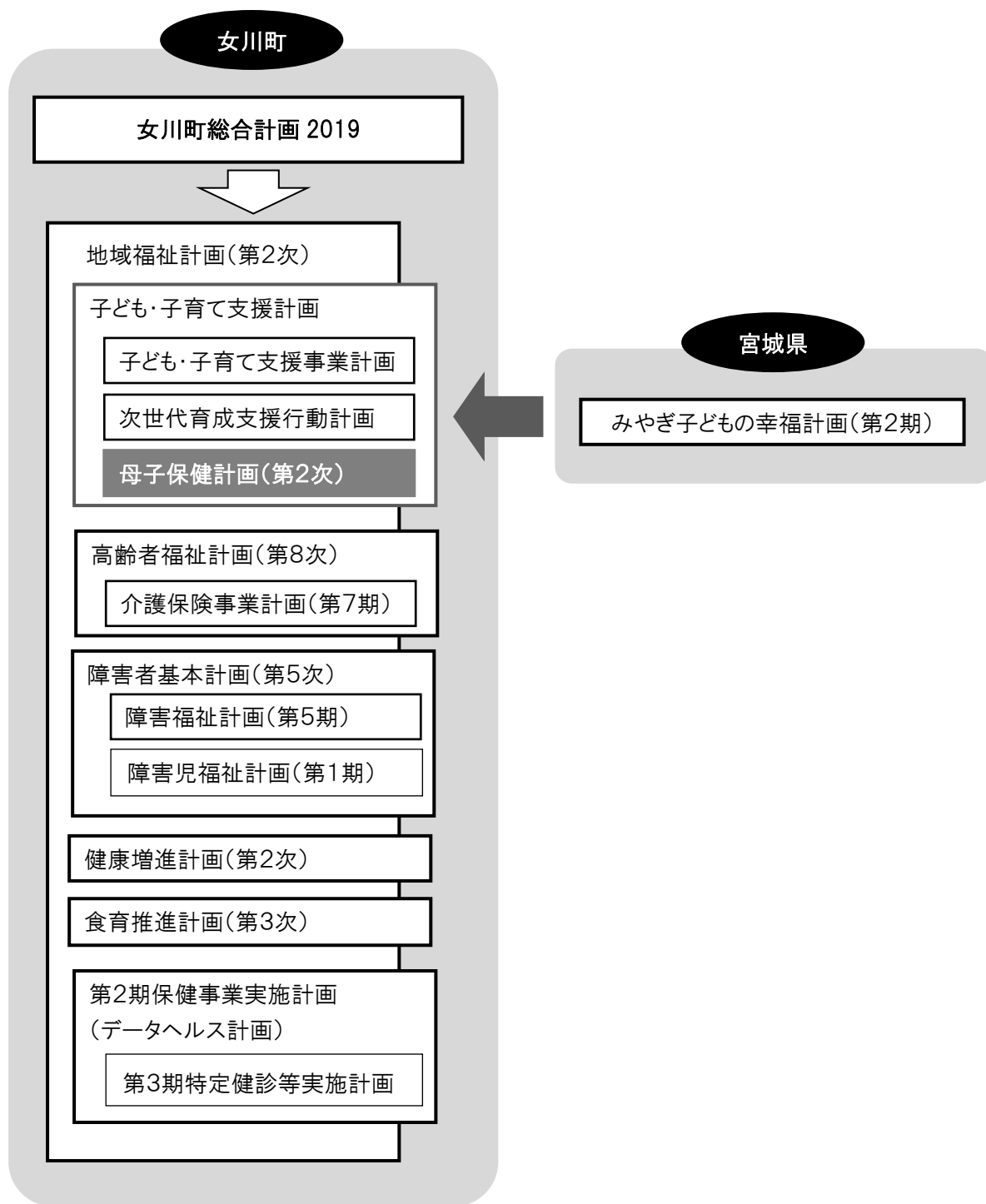
子どもたちが健やかに生まれ、
心身ともにたくましく成長するとともに、
保護者が子育てのよろこびを
実感することができるまち

4 母子保健計画の位置づけ

本計画は、平成31年3月に策定された「女川町総合計画2019」（令和元年度～令和10年度 基本理念『「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち』）に基づき、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた計画の一つとして位置づけられる計画です。

子ども・子育て支援法第61条に基づく「女川町子ども・子育て支援計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「女川町次世代育成支援行動計画」と一体的に策定するもので、健康増進法、食育基本法、医療法、がん対策基本法の母子保健に関する内容または母子保健と密接に関連する内容を含む計画との連携を図るものとします。

図表4-1-1 母子保健計画の位置づけ



5 母子保健計画の対象期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 女川町の母子保健に関する現状

1 人口動態

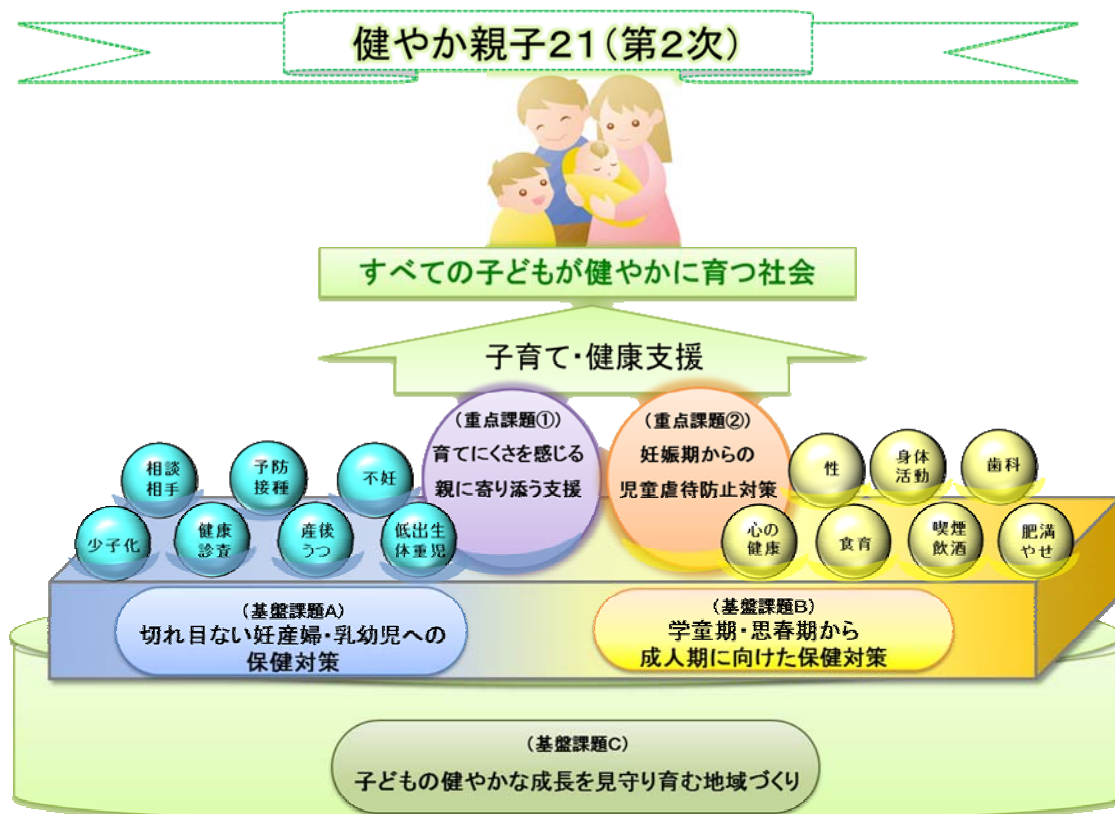
9ページを参照ください。

2 母子保健事業の方向性

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康増進の出発点であり、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための基盤となります。国の健やか親子21（第2次）をもとに、本町でも妊娠期から健康の保持増進に努めています。

図表4-2-1 健やか親子21(第2次) イメージ図

「健やか親子21」とは、平成13年から開始した母子の健康水準を向上させるための取組みをみんなで推進する国民運動計画です。平成27年からは現状の課題を踏まえ、10年後のめざす姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、「健やか親子21（第2次）」が開始されました。



また、町全体として、乳幼児期から生活習慣病予防について意識を向けていただけるように取り組んでいます。本町では国保加入者の特定健診での血糖値（HbA1c）の受診勧奨値（6.5%以上）の人の割合が高くなっています。

乳幼児期からの高血糖状態は血管に負担をかけ、成長の妨げとなる可能性があり、将来、脳梗塞や心筋梗塞等を発症するリスクを高めます。そのため、妊娠期や乳幼児健診時に家庭での栄養（特に糖質）の摂り方に焦点を当て、指導を行っています。

また、乳幼児健診以降も、保育所の入所児や小学5年生と中学2年生を対象とした小児生活習慣病予防健診を通して生活習慣病予防について指導しています。

保健指導内容（例）

妊娠期	妊娠期の高血糖は胎児にどのような影響を及ぼすのか
3～4ヶ月児健診	すい臓やインスリンについて
6ヶ月児育児教室	インスリンとは 大人と子どもの血糖値の違いについて
1歳児育児教室	糖の種類と血糖の上がり方について
1歳6ヶ月児健診	糖毒性について
2歳児歯科健診、3歳児健診	血糖について知って欲しいこと

3 第1期計画の評価

第1期計画では、毎年度進行管理を実施しています。

（1）母子手帳交付状況

母子手帳交付状況は、平成25年度から平成28年度にかけて減少しましたが、平成30年度にかけて増加しています。

母子手帳交付時には、アンケートで妊婦の健康状態や精神状態を把握し、妊婦の希望や必要に応じて妊婦訪問等を行い妊娠期から支援を行っています。

図表4-2-2 母子手帳交付状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付数	49	35	26	34	38

（件）

(2) ハイリスク妊婦状況

ハイリスク妊婦は、平成30年度は母子手帳交付数38件に対して10.5%と平成25年度から徐々に減少しています。特にハイリスク妊婦には保健師だけでなく、栄養士・精神保健福祉士・保育士等、多職種と連携し支援を行っています。

図表4-2-3 ハイリスク妊婦状況

(人、%)

	母子手帳交付数	内訳(延数)			実数	延数	出現率
		若年	未婚	その他			
平成26年度	49	1	7	2	9	10	18.4
平成27年度	35	4	3	7	9	14	25.7
平成28年度	26	2	5	0	5	7	19.2
平成29年度	34	0	2	3	3	5	8.8
平成30年度	38	2	3	1	4	6	10.5

※その他の事由：外国人、望まない妊娠、経済的困難、精神疾患

※ハイリスク妊婦とは、母の年齢(10代や35歳以上)、未婚、精神疾患、経済的不安定、育児協力者がいないなどにより妊娠・出産・子育てに強い困難を伴っている方のことです。

(3) 妊婦のBMIの推移

BMIが25以上の肥満の妊婦の割合は増減しながらも、増加傾向にあります。妊娠時に肥満であると、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群になる可能性が高いため、妊娠中の体重管理について保健師・栄養士が連携して支援を行っています。

図表4-2-4 母子手帳交付時のBMIの推移

(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
～18.4(やせ)	20.4	6.1	19.2	13.5	7.9
18.5～24.9(普通)	65.3	72.7	73.1	62.2	73.7
25～(肥満)	14.3	21.2	7.7	24.3	18.4

(4) 乳幼児健康診査等の推移

本町の乳幼児健康診査は、2ヶ月児、8～9ヶ月児健診は医療機関での個別受診、それ以外の健診・育児教室は、保健センターを会場に集団健診で実施しています。集団健診では、未受診者への声かけや、保育所等と連携を行い、未受診者の把握をすべて行っています。

定期的に健診・育児教室を行うことは、すべての子どもと保護者がつながる機会として大切な場となっています。

図表4-2-5 乳幼児健康診査等の受診者・受診率結果

(人、%)

	実施場所	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2ヶ月児健診	医療機関	対象者数	46	49	35	35	46
		受診者数	37	45	25	22	37
		受診率	80.4	91.8	71.4	62.9	80.4
3～4ヶ月児健診	保健センター	対象者数	39	39	25	36	36
		受診者数	39	36	25	36	36
		受診率	100.0	92.3	100.0	100.0	100.0
6ヶ月児 育児教室	保健センター	対象者数	38	37	30	38	38
		受診者数	38	31	29	37	37
		受診率	100.0	83.8	96.7	97.4	97.4
8～9ヶ月児健診	医療機関	対象者数	49	48	40	36	47
		受診者数	39	33	27	21	33
		受診率	79.6	68.8	67.5	58.3	70.2
1歳児 育児教室	保健センター	対象者数	38	49	34	34	31
		受診者数	38	47	32	32	30
		受診率	100.0	95.9	94.1	94.1	96.8
1歳6ヶ月児健診	保健センター	対象者数	41	40	40	40	29
		受診者数	40	40	39	39	29
		受診率	97.6	100.0	97.5	97.5	100.0
2歳児 歯科健診	保健センター	対象者数	35	35	45	45	44
		受診者数	31	31	43	43	40
		受診率	88.6	88.6	95.6	95.6	90.9
3歳児健診	保健センター	対象者数	43	39	33	33	42
		受診者数	42	37	32	32	41
		受診率	97.7	94.9	97.0	97.0	97.6

(5) 1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児むし歯有病率

本町のむし歯有病率は、以前に比べて減少していますが、宮城県、全国と比較して高い状況が続いています。1歳6ヶ月児健診から、歯科衛生士による保健指導を実施し、早期からのむし歯予防のために、食生活と合わせて専門的な指導を行っています。3歳児健診終了後にむし歯が増える子どももいるため、その時期のむし歯の急激な増加予防のためにも、町内の子どものほとんどが通う保育所でのフッ化物洗口事業を平成27年度から行っています。

図表4-2-6 1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児むし歯有病率

(%)

	1歳6ヶ月児健診			2歳児歯科健診	3歳児健診		
	女川町	宮城県	全国	女川町	女川町	宮城県	全国
平成26年度	2.5	2.5	1.8	6.4	35.7	24.4	17.7
平成27年度	0.0	2.4	1.8	7.9	20.0	22.9	17.0
平成28年度	0.0	2.1	1.5	12.9	21.6	20.7	15.8
平成29年度	5.1	2.0	1.3	7.0	40.6	18.3	14.4
平成30年度	0.0			10.0	24.4		

(6) 乳幼児健康診査後の継続支援内容

月齢・年齢に合わせ、子どもの成長発達や親の関わり方等に対して継続的に支援しています。

個別支援内容の推移をみると、各月齢・年齢毎の健診を通して、「その他」（母親の精神面への支援等）が多くを占めています。次いで、子どもの「食生活」、「発達・発育」の課題が多く見られます。

母親の精神面への支援に関しては、精神保健福祉士と連携して3～4ヶ月児健診から継続して支援しています。

子どもの食生活については、3～4ヶ月児健診では、授乳量と離乳食の進め方、1歳6ヶ月児健診では、卒乳の時期や食べ遊び等による食べむらや飲み物の与え方、3歳児健診では、食事のバランスと間食についての内容が多くなっています。

発達・発育については、3～4ヶ月児健診では、体重の伸びや生活リズムに関する内容が多く見られており、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診では食生活、発達面（言語、行動等）、疾病面（むし歯、視力、聴力）に関する内容が多くなっています。

これらについては、子育て相談会や離乳食教室、育児教室や、家庭訪問等で保健師や栄養士が支援を行っています。また、発達面に関しては、臨床心理士による面談や保育所等と連携して支援を行っています。

図表4-2-7 乳幼児健診における個別支援内容の推移

(延人数)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～4ヶ月児 健診	受診者数(実数)	39	36	25	36	36
	疾病	1	0	2	1	0
	発育	2	6	3	0	2
	発達	2	0	3	0	1
	生活リズム	2	0	0	0	0
	食生活	2	5	3	0	4
	その他	4	13	5	1	6
1歳6ヶ月児 健診	受診者数(実数)	40	40	39	39	29
	疾病	1	1	5	3	0
	発育	3	6	4	1	3
	発達	0	6	4	5	3
	生活リズム	0	2	0	1	0
	食生活	10	16	15	12	12
	その他	8	7	8	9	4
3歳児健診	受診者数(実数)	42	37	32	32	41
	疾病	19	10	22	16	7
	発育	0	2	1	0	5
	発達	13	5	5	6	8
	生活リズム	0	1	0	0	0
	食生活	7	7	3	9	17
	その他	7	9	5	5	17

(7) 保育所入所児の体格の推移（3歳以上児）

平成25年3月に厚生労働省がん対策・健康増進課栄養指導室から、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」が示されました。町では子どもの健康にとって望ましい食生活の支援と小児期からの生活習慣病予防を目的に、平成26年度から4月と10月の年2回の身体計測の結果から3歳以上児の肥満度判定を行っています。肥満傾向児とはふとりぎみ以上の者をいい、平成30年度では11.7%と肥満傾向児割合が減少傾向にあります。成長曲線に体重と身長をプロットし、保育所入所児の発育の経過を見ながら、肥満児・保護者に対して栄養士が適切な栄養支援を行っています。

図表4-2-8 保育所入所児(3歳以上児)の体格の推移(10月分)

(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
やせすぎ	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
やせ	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
ふつう	82.7	86.5	85.0	84.1	85.3
ふとりぎみ	11.1	3.9	8.0	3.4	3.9
ややふとりすぎ	2.5	3.9	4.0	6.8	2.9
ふとりすぎ	3.7	5.7	3.0	5.7	4.9
肥満傾向児割合 (ふとりぎみ以上の者)	17.3	13.5	15.0	15.9	11.7

※肥満度とは、子どもの肥満を評価する指標。標準体重に対して、実測体重が何%上回っているかを示すもの。

(8) 小児健康増進事業

本事業は0歳から15歳の子どもとその保護者を対象に望ましい生活習慣の形成を目的とした事業です。小学5年生・中学2年生には小児生活習慣病予防健診（身体計測、総コレステロール・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・GPT・尿酸・HbA1c・貧血、尿検査、血圧測定）を実施しています。関係機関の協力もあり、受診率は少しずつ高くなっています。健診後には、要保健指導・要精密検査の方へ、保健師・栄養士が、健診結果、生活習慣アンケート調査等をもとに保健指導を行っています。

現在は教育委員会、小・中学校、町内医師、地域住民と連携の輪が大きく広がっています。平成25年度からは、事後指導会として、小・中学校の児童生徒へ健診データや生活習慣病について授業するなど、学校保健とも協力しながら事業を行い、連携を強化しています。

図表4-2-9 小児生活習慣病予防健診の結果

(人、%)

		対象人数	受診者数	受診率	健診結果				
					基準範囲	要生活改善	要保健指導	要精密検査	要治療継続
平成26年度	小学5年生	51	47	92.2	8.5	31.9	53.2	4.3	2.1
	中学2年生	63	42	66.7	11.9	14.3	66.7	7.1	0.0
平成27年度	小学5年生	46	44	95.7	9.1	27.3	54.5	9.1	0.0
	中学2年生	62	56	90.3	17.9	19.6	50.0	10.7	1.8
平成28年度	小学5年生	31	27	87.1	3.7	22.2	66.7	7.4	0.0
	中学2年生	48	40	83.3	10.0	10.0	70.0	10.0	0.0
平成29年度	小学5年生	34	32	94.1	9.4	25.0	56.3	9.4	0.0
	中学2年生	47	43	91.5	7.0	18.6	62.8	7.0	4.7
平成30年度	小学5年生	33	32	97.0	15.6	37.5	25.0	21.9	0.0
	中学2年生	50	48	96.0	6.3	37.5	50.0	6.3	0.0

小児生活習慣病予防健診では平成27年度から肥満度を算出しています。平成30年度では、小学5年生、中学2年生ともに普通判定が8割を超えています。

図表4-2-10 小児生活習慣病予防健診の肥満度の推移

(%)

小学5年生	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高度やせ	0.0	0.0	3.2	0.0
軽度やせ	2.3	3.7	9.7	3.1
普通	84.1	77.8	67.7	87.5
軽度肥満	6.8	0.0	9.7	9.4
中度肥満	4.5	7.4	6.5	0.0
高度肥満	2.3	11.1	3.2	0.0

中学2年生	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高度やせ	0.0	0.0	0.0	0.0
軽度やせ	7.1	2.4	4.7	0.0
普通	80.4	78.0	81.4	83.3
軽度肥満	8.9	4.9	2.3	8.3
中度肥満	3.6	12.2	11.6	6.3
高度肥満	0.0	2.4	0.0	2.1

血糖値（HbA1c）については、小学5年生から中学2年生へ年齢が上がるにつれて基準範囲を超える方が増加しています。望ましい生活習慣を身につけ肥満度・血糖値（HbA1c）ともに普通判定・基準範囲内の方が増えるように取り組みを強化していきます。

図表4-2-11 小児生活習慣病予防健診の血糖値(HbA1c)の推移

(%)

小学5年生	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
～5.4(基準範囲)	60.4	54.5	37.0	58.1	81.3
5.5～5.9(要保健指導)	39.6	45.5	59.3	41.9	18.8
6.0～(要精密検査)	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0
中学2年生	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
～5.4(基準範囲)	39.5	44.6	30.0	37.2	64.6
5.5～5.9(要保健指導)	60.5	55.4	70.0	60.5	35.4
6.0～(要精密検査)	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0

4 健やか親子21（第2次）に基づく第1期計画の評価

（1）課題の概要

国の「健やか親子21（第2次）」では、10年後にめざす姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず同じ水準の母子保健サービスが受けられることをめざしています。従来の「健やか親子21」で掲げてきた課題を見直し、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえて3つの基盤課題を設定し、特に重点的に取り組む必要のあるものを2つの重点課題としています。

図表4-2-12 「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築をめざす。
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現をめざす。
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりをめざす。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にあるさまざまな資源（NPO や民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等）との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信するさまざまな育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 （※）育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

本町でも、母子保健事業の向上をめざすために、国の健やか親子21（第2次）と同様の課題を設定しました。

(2) 第1期計画の評価

① 基盤課題A：切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策

◆健康水準の指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
妊産婦死亡率(出産10万対)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成した
全出数中の低出生体重児の割合	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	達成した
妊娠・出産について満足している者の割合	—	85.4%	81.8%	86.4%	86.1%	70.0%	達成した
むし歯のない3歳児の割合	64.3%	80.0%	78.4%	59.4%	75.6%	85.0%	達成していないが改善した

◆健康行動の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価	
妊娠中の妊婦の喫煙率		—	19.0%	5.7%	4.0%	5.6%	3.0%	達成していないが改善した	
育児期間中の両親の喫煙率	父親	3～4ヶ月児	—	54.8%	50.0%	48.0%	41.2%	30.0%	達成していないが改善した
		1歳6ヶ月児	—	61.8%	51.4%	37.8%	60.0%		
		3歳児	—	57.9%	64.5%	65.5%	53.8%		
	母親	3～4ヶ月児	—	14.3%	14.3%	4.0%	5.6%	6.0%	変わらない
		1歳6ヶ月児	—	11.8%	23.1%	13.2%	13.8%		
		3歳児	—	17.4%	29.7%	16.1%	22.0%		
妊娠中の妊婦の飲酒率		—	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.0%	達成した	

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価	
乳幼児健康診 査の受診率 (未受診率)	3～4 ヶ月児	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	達成した	
	1歳6 ヶ月児	2.4%	0.0%	2.5%	2.5%	0.0%	3.0%		
	3歳児	2.3%	5.1%	3.0%	3.0%	2.4%	3.0%		
小児救急電話相談（# 8000）を知っている 親の割合		—	—	—	—	80.6%	75.0%	達成した	
子どもの かかりつ け医をも つ親の割 合	医師	3～4 ヶ月児	—	—	—	—	68.6%	80.0%	達成してい ない
		3歳児	—	—	—	—	84.6%	90.0%	
	歯科医師	—	—	—	—	—	28.2%	45.0%	
仕上げ磨きをする親の 割合		—	82.4%	66.7%	92.2%	86.2%	75.0%	達成した	

◆参考とする指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
正期産時に占める低出 生体重児（2500g 以 下）の割合		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	達成した
妊娠 11 週以下での妊 娠の届出率		85.7%	91.4%	80.8%	82.4%	89.5%	90.0%	達成してい ないが改善した
出産後 1 ヶ月時の母乳 育児児の割合		—	35.7%	42.9%	52.0%	41.7%	55.0%	達成してい ないが改善した
産後 1 ヶ月で EPDS9 点以上の褥婦の割合		18.8%	19.6%	10.0%	7.4%	8.3%	低下	達成した
1 歳までに BCG 接種 を終了している者の割 合		86.2%	82.7%	103.5%	89.5%	105.5%	100.0%	達成した
1 歳 6 ヶ月ま でに四種混 合・麻しん風 しんの予防接 種を終了して いる者の割合	四種 混合	—	97.1%	97.4%	97.4%	100.0%	向上	達成した
	麻し ん・ 風しん	—	97.1%	89.7%	97.3%	96.6%		

② 基盤課題B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

◆健康水準の指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
十代の自殺死亡率 (人口10万対)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成した
児童・生徒における瘦身傾向児の割合	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.7%	1.5%	達成した
児童・生徒における肥満傾向児の割合	8.0%	13.6%	18.5%	19.4%	9.4%	8.0%	達成していないが改善した

◆健康行動の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
十代の喫煙率	男子	-	-	-	-	-	0.0%	評価できない
	女子	-	-	-	-	-		
十代の飲酒率	男子	-	-	-	-	-	0.0%	評価できない
	女子	-	-	-	-	-		
朝食を欠食する子どもの割合	小学5年生	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	達成した
	中学2年生	2.0%	5.5%	10.0%	0.0%	6.3%	10.0%	達成した

③ 基盤課題C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

◆健康水準の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	3～4ヶ月児	-	88.1%	85.7%	91.6%	79.4%	93.0%	達成していない
	1歳6ヶ月児		78.8%	87.2%	94.7%	82.8%		
	3歳児		86.4%	86.5%	93.5%	79.5%		
妊娠中仕事を続けることに対し職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合		-	-	-	-	96.4%	93.0%	達成した

◆健康行動の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合		-	-	-	-	55.6%	60.0%	達成していない
積極的に育児をしている父親の割合	3～4ヶ月児	-	61.9%	60.6%	96.0%	58.8%	50.0%	達成した
	1歳6ヶ月児		55.9%	56.8%	97.1%	80.0%		
	3歳児		47.1%	50.0%	89.6%	64.1%		

◆参考とする指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
不慮の事故による死亡率（人口10万対）		0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成した
乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合		-	54.5%	43.2%	38.5%	76.9%	-	改善している

④ 重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

◆健康水準の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3～4ヶ月児	-	90.5%	91.4%	88.0%	91.7%	80.0%	達成した
	1歳6ヶ月児		67.6%	84.6%	84.6%	82.8%	70.0%	
	3歳児		73.9%	64.9%	74.2%	68.3%	65.0%	

◆健康行動の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
育てにくさを感じたときに対処出来る親の割合	3～4ヶ月児	-	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%	達成した
	1歳6ヶ月児		70.0%	88.9%	77.8%	100.0%		
	3歳児		66.7%	76.5%	100.0%	84.2%		
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	3～4ヶ月児	-	83.3%	94.1%	96.0%	94.4%	80.0%	達成した
	1歳6ヶ月児		91.2%	83.8%	86.8%	96.4%		
	3歳児		87.0%	64.9%	84.4%	87.8%		

⑤ 重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

◆健康水準の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
児童虐待による死亡数	心中以外	0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成した
	心中	0人	0人	0人	0人	0人		

◆健康行動の指標

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標	評価
子どもを虐待していると思われる親の割合	3～4ヶ月児	-	14.3%	5.9%	4.0%	2.8%	-	乳児期では改善が見られるが、年齢が上がるにつれ悪化している
	1歳6ヶ月児		14.7%	16.2%	13.2%	24.1%		
	3歳児		39.1%	35.1%	15.6%	47.5%		
乳幼児健診の未受診率	3～4ヶ月児	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	達成した
	1歳6ヶ月児	2.4%	0.0%	2.5%	2.5%	0.0%	3.0%	
	3歳児	2.3%	5.1%	3.0%	3.0%	2.4%	3.0%	
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合		-	92.9%	97.1%	100.0%	100.0%	100.0%	達成した

第3章 女川町の母子保健に関する課題

本町の母子保健事業の現状と、健やか親子21（第2次）に基づく評価を踏まえると、第2期計画策定に当たっての課題は次のようになります。

① 基盤課題A：切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策

- 妊娠中の妊婦の喫煙率、育児期間中の両親の喫煙率は国に比べて高い状況にあります。母子手帳交付時の指導を徹底するとともにポピュレーションアプローチに力を入れていく必要があります。また、子どもの年齢とともに母親の喫煙率が上がっています。このことから妊娠中は禁煙していても育児中に喫煙を再開していることが考えられます。乳幼児健診の際に、母親自身及び子どもの健康への影響について啓発していく必要があります。
- 母子手帳交付時に精神疾患によりハイリスク妊婦となる妊婦は少ないですが、3～4ヶ月児健診時に母親の精神面への継続支援が必要となる子どもが多いため、妊娠期から多職種で連携して切れ目のない支援をより充実させていきます。
- 乳幼児健診後の継続支援内容は年齢が上がるにつれて発育面から発達面に変化しており、乳幼児健診等の場を通じて、保護者の育児不安軽減を図るための相談や育児に関する知識の普及が必要です。発達面で継続支援を行う子どもに関しては、保育所等と連携して継続的に支援していきます。
- むし歯有病率は全国・県に比べて高く、かかりつけ歯科医師を持つ親の割合は国の基準値より低くなっています。乳幼児健診での歯科衛生士によるむし歯予防指導、栄養士による食事指導、保育所や学校での歯科講話・フッ化物洗口等で歯科保健への関心を高め、実行できる家庭を増やしていく必要があります。
- すべての妊産婦・乳幼児・保護者等への情報提供・相談対応といったポピュレーションアプローチを行います。その中で特に専門的な支援を必要とする対象者には多職種と連携してハイリスクアプローチを行い、妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援を充実させていきます。

② 基盤課題B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 小児生活習慣病予防健診の結果では、やせ判定はほとんどいませんが、肥満判定は全体の1割に見られます。朝食欠食率は小学校・中学校ともに少数ですが見られます。子どものやせ、肥満、朝食欠食の問題は連続するものとして考え、生活習慣が確立する時期の学童期への個別支援を継続して行っていきます。今後は、個人の改善率を経年的に評価し、支援を強化していきます。さらに、生活習慣病対策は、胎児期・乳幼児期から始まっており、子どもだけでなく家庭や地域を巻き込みながら事業を進めていく必要があります。

○むし歯予防に関しては、幼児期・学童期ともに歯科講話、フッ化物洗口を通して、子ども自身が歯の大切さを学び、歯科保健行動を実践できるように継続して取り組み、将来的にむし歯有病率が減少するように取り組んでいく必要があります。

③ 基盤課題C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

○新生児訪問の際に主任児童委員と同行訪問を行ったり、乳幼児健診を保健推進員と協力して行うことによって、町全体で子どもの成長を見守る地域づくりをめざします。

○保護者が育児に関する知識を獲得したり、悩みを気軽に相談できる場所として子育て支援センターの周知を継続していく必要があります。

④ 重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

○育てにくさの背景として、親の要因、子どもの要因、親子関係、環境要因等があります。親の要因には、子育て経験の不足や知識不足、心身状態の不調によるもの等があります。子どもの要因には、子どもの心身状態や発育・発達の偏り、発達障害等があります。育てにくさの原因は多面的なため、問題を見極め、支援を行っていきます。また、支援に関しては、親が発する育てにくさのサインに気づき家族を中心に関係機関で包括的に関わっていきます。

○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は増加していますが、目標には達していないため相談場所の情報提供を行っていきます。また、育てにくさを感じている親に対して早期の段階から必要な支援が届くように体制を整える必要があります。

○子どもの発達や発育に関して、子育ての当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持ち、一般的な子どもの発達過程に加えて個々の子どもによってさまざまな発達の特性があることについて理解が深まるように子育てについての情報を提供していく必要があります。

⑤ 重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

○乳幼児健診では、発育・発達等の状況を把握し児童虐待を防止するため、未受診者を把握し受診につながるよう勧奨していきます。また、個別の状況に合わせて関係機関等と連携して関わっていきます。

○乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は3～4ヶ月児健診以外では国のベースラインより低くなっています。「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるために、親に対してそのような子育て方法があることを伝える必要があります。年齢が上がるにつれて割合が低下していることから、子どもの発育・発達に伴って育児の大変さが増してくるといったことも含めて、育児の大変さに寄り添う支援を行っていきます。

○新生児訪問の全戸訪問により育児の孤立化を防ぎ、ハイリスク妊婦への対応の充実といった必要な体制整備とともに、関係機関の緊密な連携のもとにより実行力のある児童虐待防止対策を進めていく必要があります。

第4章 目標値

本町の母子保健に関する課題から、母子保健事業の向上をめざすための目標値を以下のようにまとめます。

※国のベースについては：平成29年度の数値を基準として、一部それ以外の年度が基準となっています。（*：平成28年度、**：平成29年、***：平成30年度速報値）

① 基盤課題A：切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策

◆健康水準の指標

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
			国	町
妊産婦死亡率(出産10万対)	3.4**	0人	2.8	0人
全出数中の低出生体重児の割合	低出生体重 9.4%** 極低出生体重児 0.7%**	0.0%	減少	0.0%
妊娠・出産について満足している者の割合	82.8%	86.1%	85.0%	90.0%
むし歯のない3歳児の割合	85.6%	75.6%	90.0%	85.0%

◆健康行動の指標

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標		
			国	町	
妊娠中の妊婦の喫煙率	2.7%	5.6%	0.0%	3.0%	
育児期間中の両親の喫煙率	父親	3～4ヶ月児	37.7%	20.0%	30.0%
		1歳6ヶ月児			
		3歳児			
	母親	3～4ヶ月児	6.4%	4.0%	6.0%
		1歳6ヶ月児			
		3歳児			
妊娠中の妊婦の飲酒率	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
乳幼児健康診査の受診率(未受診率)	3～4ヶ月児	4.5%	0.0%	2.0%	0.0%
	1歳6ヶ月児	3.8%	0.0%	3.0%	0.0%
	3歳児	4.8%	2.4%	3.0%	0.0%

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標		
			国	町	
子ども医療電話相談（#8000）を知っている親の割合	82.5%***	80.6%	90.0%	90.0%	
子どものかかりつけ医（歯科・歯科医師など）をもつ親の割合	3～4ヶ月児	77.8%***	85.0%	75.0%	
					3歳児
	歯科医師	3歳児 48.8%***	28.2%	55.0%	45.0%
仕上げ磨きをする親の割合	73.1%	86.2%	80.0%	90.0%	

◆参考とする指標

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
			国	町
正期産時に占める低出生体重児の割合	低出生体重児 6.0%** 極低出生体重児 0.0093%**	0.0%	-	0.0%
妊娠11週以下での妊娠の届出率	93.0%	89.5%	-	90.0%
出産後1ヶ月時の母乳育児の割合	45.8%	41.7%	-	50.0%
産後1ヶ月でEPDS9点以上の褥婦の割合	9.8%	8.3%	-	5.0%
1歳までにBCG接種を終了している者の割合	98.8%*	105.5%	-	100.0%
1歳6ヶ月までに四種混合・麻しん風しんの予防接種を終了している者の割合	四種混合	96.8%	-	100.0%
	麻しん・風しん	91.3%	-	100.0%

② 基盤課題B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

◆健康水準の指標

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
			国	町
十代の自殺死亡率（人口10万対）	10～14歳 1.9 （男2.1/女1.6） 15～19歳 7.8 （男11.1/女4.3）**	0人	減少	0人
児童・生徒における痩身傾向児の割合	1.9%	0.7%	1.0%	0.5%
児童・生徒における肥満傾向児の割合	8.9%	9.4%	7.0%	8.0%

◆健康行動の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
朝食を欠食する 子どもの割合	小学5年生	小学6年生 15.2%	0.0%	8.0%	0.0%
	中学2年生	中学3年生 20.2%	6.3%	10.0%	5.0%

③ 基盤課題C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

◆健康水準の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
この地域で子育て をしていきたいと 思う親の割合	3～4ヶ月児	94.5%	79.4%	95.0%	90.0%
	1歳6ヶ月児		82.8%		
	3歳児		79.5%		
妊娠中仕事を続けることに対し職場 から配慮されたと思う就労妊婦の割合		90.2%***	96.4%	95.0%	98.0%

◆健康行動の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
マタニティマークを妊娠中に使用し たことのある母親の割合		69.2%***	55.6%	80.0%	70.0%
積極的に育児をし ている父親の割 合	3～4ヶ月児	59.9%	58.8%	70.0%	80.0%
	1歳6ヶ月児		80.0%		
	3歳児		64.1%		

◆参考とする指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
不慮の事故による死亡率(人口10 万対)		2.3	0人	-	0人
乳幼児のいる家庭で風呂場のドア を乳幼児が自分で開けることができ ないよう工夫した家庭の割合		46.5%	76.9%	-	80.0%

④ 重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

◆健康水準の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
ゆったりとした気分 で子どもと過ごす 時間がある 母親の割合	3～4ヶ月児	87.9%	80.0%	92.0%	92.0%
	1歳6ヶ月児	78.8%	70.0%	85.0%	85.0%
	3歳児	72.2%	68.3%	75.0%	75.0%

◆健康行動の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
育てにくさを感じ たときに対処出来 る親の割合	3～4ヶ月児	81.3%	100.0%	95.0%	100.0%
	1歳6ヶ月児		100.0%		
	3歳児		84.2%		
子どもの社会性 の発達過程を知 っている親の割合	3～4ヶ月児	89.4%	94.4%	95.0%	100.0%
	1歳6ヶ月児		96.4%		
	3歳児		87.8%		

⑤ 重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

◆健康水準の指標

	国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
			国	町
児童虐待による死亡数	心中以外 52 人 心中 13 人	0人	減少	0人

◆健康行動の指標

		国のベースライン	現状値 平成30年度	令和6年度目標	
				国	町
乳幼児期に体罰 や暴言、ネグレク ト等によらない子 育てをしている親 の割合	3～4ヶ月児	92.1%	97.2%	95.0%	100.0%
	1歳6ヶ月児	80.3%	75.9%	85.0%	85.0%
	3歳児	61.1%	52.5%	70.0%	70.0%
乳幼児健康診査 の受診率(未受診 率)	3～4ヶ月児	4.5%	2.0%	2.0%	0.0%
	1歳6ヶ月児	3.8%	3.0%	3.0%	0.0%
	3歳児	4.8%	3.0%	5.0%	0.0%
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を 知っている親の割合		97.3%	100.0%	100.0%	100.0%

第5章 目標を達成するための方策

子どもと親が健やかに過ごしていくためには、心身両面でのサポートが欠かせません。妊娠期から不安や悩みを軽減するため、乳幼児健診などさまざまな機会を通じて、子どもと親の健康・栄養、子どもの発達等に関する情報提供・相談を行いながら、子育て世代をサポートできるよう学校、地域、関係機関と連携をしながら事業を実施していきます。

事業名	事業内容
母子手帳交付事業 妊婦健診事業 妊婦歯科健診事業	母子手帳交付時にアンケートを実施し、妊婦の心身の健康状態の把握を行います。子どもが心身ともに健やかに成長・発達するための支援として、医療機関での妊婦健診助成券を14回配布しています。また、多胎妊婦への妊婦健診追加助成、里帰り出産の場合の健診費用の助成にも対応し、今後も出産しやすい環境を整えていきます。 妊娠中は、ホルモンバランスの変化等によりむし歯や歯周病が進行しやすくなります。妊娠中に自身の口腔状態を把握するために、妊娠中に1回無料で歯科健診が受けられる受診券を今後も配布します。
特定不妊治療費助成事業	本町では平成27年度から特定不妊治療費助成事業を開始しました。宮城県不妊・不育専門相談センター及び県の特定不妊治療費助成事業の紹介、不妊治療に関する相談や不安に寄り添う支援を今後も継続して行っていきます。
妊婦家庭訪問	母子の心身の健やかな成長のための支援として妊婦への訪問支援を行います。妊婦の不安軽減や妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病等の予防のための支援を今後も行っていきます。
新生児訪問	赤ちゃんが生まれたすべての家庭を保健師等が主任児童委員と一緒に訪問します。今後も母子の健康状態の把握を行いながら、子育て支援に関するサービスの紹介等を行い、育児や産後の不安軽減に努めていきます。
乳幼児健診・育児教室事業	医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、臨床心理士が乳幼児の月齢に応じた健診、集団指導等を実施します。今後も、心身の発育・発達状態や、生活状況を把握し、一人ひとり発育・発達段階等を踏まえながら支援を行っていきます。育児教室では、子育て支援センター職員による親子のリズム遊びの紹介や生涯学習課職員による絵本の読み聞かせの紹介等、発達を促す関わり方についても紹介しています。

事業名	事業内容
子育て相談会	親は子どもの成長に応じてさまざまな悩みを抱えながら子育てをしており、乳幼児健診以外でも相談できる機会として相談会を実施しています。今後も保健師・栄養士・精神保健福祉士による相談会を実施し、子育て中の親の不安軽減に努めます。
離乳食教室	子どもの食事に関する悩みを抱えている親は多く、乳幼児期の栄養や離乳食の進め方について知識や技術の習得を目的として実施しています。月齢の近い子どもを持つ親子が参加するため、親同士の交流にもつながっています。
幼児期の栄養相談事業（保育所児童の肥満予防事業）	子どもの健康にとって望ましい食生活を送るため、食事や栄養に関する支援を栄養士が行っています。今後も町内の保育所と連携を図り、小児期からの生活習慣病予防に努めます。
予防接種事業	乳幼児期及び学童期に必要な予防接種の接種を促します。特に未接種者に関しては、随時勧奨を行います。また、保護者の負担軽減のために任意接種（ロタウイルス、おたふくかぜ、季節性インフルエンザ）の助成を今後も行います。
歯科保健事業	1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診で歯科医師による健康診査に合わせて、歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布、むし歯予防の講話を行っています。乳幼児健診以降は、平成27年度から町内保育所で、平成28年度から小学校でもフッ化物洗口を実施しています。また、町内歯科医師、管内歯科衛生士による歯科講話を継続して、保育所・小学校・中学校・女川高等学園で行っていきます。
小児健康増進事業	望ましい生活習慣の形成を目的に0歳から15歳の子どもとその保護者を対象に行っています。小学5年生・中学2年生では小児生活習慣病予防健診を行い、健診結果、生活習慣アンケート調査等を用いて保健指導を行っています。乳幼児期から生活習慣病を予防できるような支援を今後も行っていきます。
養育支援家庭訪問	新生児訪問、乳幼児健診等で養育支援が特に必要と判断された児・母に対して訪問を行っています。児の心身の発育・発達状況の把握や母の不安に寄り添う支援を今後も行っていきます。
保育所訪問	保育所に入所している児の発育・発達の継続支援を保育所の保育士と連携して行っています。情報共有を行いながら、保護者の不安や悩みに寄り添った支援を行っています。
知識の普及啓発	広報等を用いて乳幼児期からの発育・発達、むし歯予防、生活習慣病予防の知識の普及・啓発を今後も行っていきます。

第5部 計画の推進体制

第1章 施策の推進体制

1 子ども・子育て会議での評価・点検

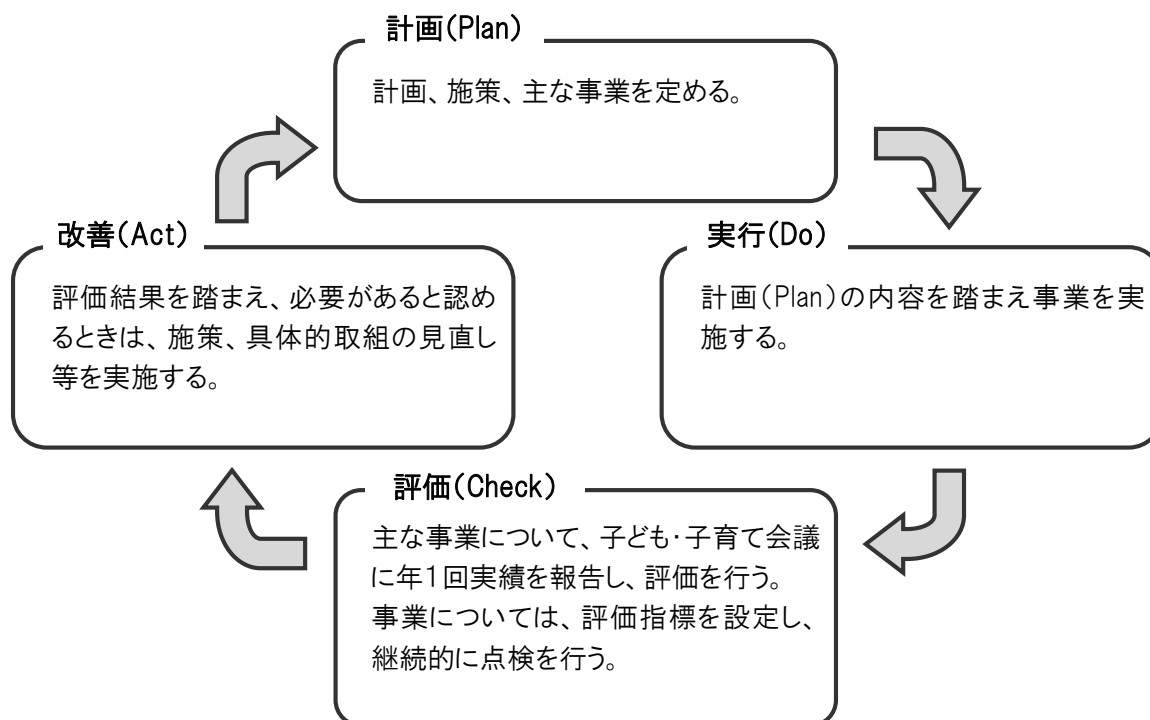
本計画を着実に推進するため、子ども・子育て会議を継続開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

担当課を中心に関係機関及び教育・保育事業の提供主体等と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、子ども・子育て支援施策を推進します。

2 評価指標の点検

計画の進捗に当たっては、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）で、把握・点検を行います。また、本計画ではPDCAサイクルの実効性を高めるために評価指標を設定し、データの収集等を定期的実施し、評価指標の点検を継続的に行っていきます。

図表5-1-1 PDCAサイクルの図



第2章 国、宮城県、近隣市、関係団体との連携

計画に掲げる取組みは、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取組みがあります。そのため、国、宮城県、近隣市、関係団体との連携を深め、必要に応じて協力の要請や情報の共有を行い、計画の推進を図ります。

資料編

1 検討体制

(1) 女川町子ども・子育て会議

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
◎梁取 礼子	元女川町立保育所長【H29.8.1~R3.7.31】
○澤田 洋美	女川町子育て応援サークルマザーズリング【H29.8.1~R3.7.31】
山内 哲哉	女川小学校 PTA 【R1.8.1~R3.7.31】
東海 由希	女川第一保育所保護者会【R1.8.1~R3.7.31】
橋野 絵美	女川第四保育所保護者会【R1.8.1~R3.7.31】
阿部 喜子	元小学校校長【H29.8.1~R3.7.31】
三宅 仁子	女川町民生児童委員協議会【H29.8.1~R3.7.31】
木村 悦子	女川町社会教育委員の会【H29.8.1~R3.7.31】
早川 知宏	女川小学校校長【R1.8.1~R3.7.31】
高橋 瑞枝	女川第一保育所長【H29.8.1~R3.7.31】
木村 雅子	女川第四保育所長【H29.8.1~R3.7.31】
伊藤 富士子	女川町教育委員会教育総務課長【R1.8.1~R3.7.31】
中嶋 憲治	女川町教育委員会生涯学習課長【R1.8.1~R3.7.31】
三浦 ひとみ	女川町健康福祉課長【R1.8.1~R3.7.31】
鈴木 行雄	女川小学校 PTA 【H29.8.1~R1.7.31】
持田 美紀	女川第一保育所保護者会【H29.8.1~R1.7.31】
渡邊 美紀	女川第四保育所保護者会【H29.8.1~R1.7.31】
千葉 英一	女川小学校校長【H29.8.1~R1.7.31】
今村 等	女川町教育委員会教育総務課長【H29.8.1~R1.7.31】
佐藤 毅	女川町教育委員会生涯学習課長【H29.8.1~R1.7.31】
木村 公也	女川町健康福祉課長【H29.8.1~R1.7.31】

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

(1) 女川町子ども・子育て会議での検討

【平成30年度】

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	平成30年9月19日 女川町役場仮設庁舎2階 第二会議室B	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援計画に係る進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> ・女川町子ども・子育て支援事業計画 ・女川町次世代育成支援行動計画 ・女川町母子保健計画 ・平成29年度進捗状況報告及び意見交換 2. 子ども・子育て支援計画ニーズ調査について 3. その他
第2回	平成31年1月23日 女川町役場庁舎1階栄養相談室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査結果について 2. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・女川町立保育所整備スケジュールについて
第3回	平成31年3月19日 女川町役場庁舎1階栄養相談室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度の重点的に進捗確認を行う事項について 2. 子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査結果報告書（案）について 3. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）策定に向けた課題について 4. 平成31年度子ども・子育て会議スケジュールについて 5. その他

【令和元年度】

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和元年8月28日 女川町役場庁舎1階栄養相談室	1. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）の策定スケジュールについて 2. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）の基本的考え方について 3. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）の施策体系について 4. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）の重点施策について 5. その他
第2回	令和2年1月28日 女川町役場庁舎1階栄養相談室	1. 女川町子ども・子育て支援計画（第2期）の計画素案について 2. その他
第3回	令和2年3月18日 女川町役場庁舎1階栄養相談室	1. パブリックコメント実施結果について 2. 子ども・子育て支援計画（第2期）最終案について 3. その他

3 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査概要

(1) 目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「母子保健計画」を含む「子ども・子育て支援計画（第2期）」を策定するため、子育て家庭の教育・保育や子育てに関する現在の状況、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等に関するニーズを把握することを目的としたアンケート調査を実施する。

(2) 調査対象

調査名	調査対象	抽出
就学前児童調査	就学前児童 222 人の保護者 【平成 25 年度調査からの継続調査】	平成 30 年 4 月 1 日現在で 0～11 歳で、平成 30 年 10 月 1 日現在 女川町内に居住する児童全数 426 人
就学児童 (小学生) 調査	就学（小学生）児童 204 人の保護者 【新規調査】	

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(4) 調査時期

平成30年10月26日～11月16日

(5) 回収数及び回収率

調査名	発送数	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	222	116 (52.3%)
就学児童（小学生）調査	204	106 (52.0%)

(6) 調査項目

【就学前児童調査】

- ・子どもと家族の状況
- ・子育て環境
- ・保護者の就労状況
- ・平日日中の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ・地域の子育て支援事業の利用状況
- ・土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
- ・病気の際の対応（平日日中の教育・保育を受けている人）
- ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり
- ・放課後の過ごし方の希望
- ・職場の両立支援制度
- ・暮らしの状況
- ・子育ての環境や支援

【就学児童（小学生）調査】

- ・子どもと家族の状況
- ・子育て環境
- ・保護者の就労状況
- ・病気の際の対応（平日日中の教育・保育を受けている人）
- ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり
- ・放課後の過ごし方の状況
- ・放課後の過ごし方の希望
- ・暮らしの状況
- ・災害時のこと
- ・子育ての環境や支援

4 パブリックコメント概要

「女川町子ども・子育て支援計画（第2期）素案」について、町のホームページを通じてパブリックコメントを実施し、ご意見・ご提案をいただきました。

意見募集期間：令和2年2月10日（月）～令和2年2月21日（金）

意見提出者数：1名

意見総数：2件

提出されたご意見・ご提案とそれに対する町の考え方は、以下のとおりです。

【計画の基本的考え方について】

No.	ご意見・ご提案	町の考え方
1	<p>(41 ページ)</p> <p>(1) 放課後の子どもの居場所の確保【必要性】の中に、子ども教室の日常的な実施とあります。アンケートから就学児全体の放課後に過ごす場所の希望として、「自宅」が挙げられているように、放課後に安全に過ごす場所が限られています。学校以外に友達との遊び、異年齢交流をする場を確保するのは、困難な状態にあります。現在の女川の子供たちの帰宅状況を考えると、参加の有無を確認せずとも、毎回特別な遊びを準備しなくとも、日常的に放課後に友達や地域の大人との交流ができるように、日没時間を考慮してバスの時間を遅めて遊びの時間を確保（極端ですが）できるようにするなど、子どもの遊びの環境を整える必要があると思います。</p> <p>宿題をする時間がなくなる、習い事に間に合わない、などの意見は親のニーズであり子供は友達との時間や遊びが大切です。親のニーズだけに合わせるだけではない施策を期待しています。</p>	<p>子供の遊びの環境を整える必要性に関しては、本計画の子ども・子育て支援施策の展開において、第1章子どもの健やかな成長と活動の支援の一つ目に、子どもの居場所の確保を掲げ、子どもの成長段階や個々のニーズに応じた居場所の確保に努め、子どもが地域で活動し、健やかな成長を育むために、小学校児童が放課後に安心して安全に過ごすことができる場や、外遊びができる身近な場を提供し、支援していきます。</p> <p>主な事業としては、「屋外での遊び場の確保」「放課後児童健全育成事業の実施」「通年の放課後子ども教室の実施の検討」となります。</p> <p>また、令和2年度2学期から小中一貫教育校がスタートすることに伴い、通学については基本徒歩通学とし、一部の地区のみバス通学となります。</p> <p>今後は、新たな通学路の安全性の確保にも努め、日常の中での友達や大人との交流の広がりを、学校・行政・地域・関係機関等で支援していきます。</p>

No.	ご意見・ご提案	町の考え方
2	<p>(42 ページ)</p> <p>(4) 子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の機能整備</p> <p>乳児健診以外はほとんど町の子育て支援施設を利用しない方が多く、家庭で孤立している母子は少なくないと思います。イベントや相談会に参加される方は健康な方々です。</p> <p>利用者の傾向把握や保護者のニーズに耳を傾け、開けた子育て支援となるように、早急な支援拠点の整備をお願いいたします。また、全員が参加する乳児健診などでも交流できる内容や支援センターの利便性が知れる内容にするなど、工夫できる点があると思います。子供の人数が少ないからこそ、女川独自の親子に寄り添った子育て支援を期待いたします。</p> <p>＝人口増加につながるかと思います。</p>	<p>子育て支援施設の今後の更なる利用ニーズの増加を見込み、子育て支援拠点の整備に取り組んでいきます。</p> <p>本町の地域特性を活かした、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の機能整備は、子育て支援センターや保健センター、子育て支援行政が重なり合い、機能していくイメージです。</p> <p>子育て世代に関する情報の共有、連携そしてセンター機能の強化として、人材の充実を図るとともに、現在においても、アウトリーチ活動（家庭訪問）にも取り組み、機能強化に努力しております。</p> <p>また、子育て支援施設を利用していない方や、ひとり親家庭に向けて、子育て支援拠点での支援内容や利便性等を引き続き周知し、利用促進を図っていきます。</p>

5 用語集

ア行

EPDS

エジンバラ産後うつ病質問票のこと。産後うつ病をスクリーニングするために英国のCoxらが開発した。今日では、妊娠中から使用され、妊婦並びに出産後1年未満の女性を対象に使用されている。

カ行

学習障害（LD）

平成11年に文部省の調査研究協力者会議が公表した報告書によると、「学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害を指すものである」とされている。すなわち、知能は正常範囲内であるにも関わらず、読み、書き、計算等の特定の学習能力に困難を示す状態のことをいう。

家庭的保育

家庭的保育者の居宅等で、主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行う保育の形態をいう。

居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において、保育を提供する。いわゆるベビーシッター。

子育て世代包括支援センター

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するために、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行い、関係機関との連絡調整を行う総合的な相談支援拠点のこと。

子ども家庭総合支援拠点

管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る支援拠点のこと。

子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。平成27年4月に本格施行。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨となっている。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実、基礎自治体の実施主体、社会全体による費用負担等が主なポイントとなっている。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行。子ども・子育て関連3法の1つである。

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進することを定めている。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年6月に成立し、平成26年1月に施行。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの将来だけでなく、現在に向けた対策であること」、「子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先され、健やかに育成されること」等の明記が求められ、市町村では貧困対策計画策定の努力義務が課せられている。

サ行

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行された。「わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律である。

制定時は平成27年3月31日までの10年間の時限立法ということであったが、平成26年4月には有効期限が10年間延長され、平成37年3月31日までになった。

児童福祉法

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする、児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業及び施設、費用、雑則、罰則の6章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

少子化社会対策基本法

平成15年7月に成立し、同年9月に施行された。少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律であり、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、及び内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。

褥婦

妊娠・分娩によってもたらされた母体の諸変化が、分娩の終了から非妊正常状態に復元するまでの、6～8週間の期間を産褥といい、産褥にある婦人を褥婦という。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

夕行

注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害をいう。①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんど見られない。

特定不妊治療費助成事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する事業。

ナ行

乳幼児揺さぶられ症候群

激しく揺さぶることで、赤ちゃんの脳等が傷つき、さまざまな障害を引き起こしてしまうことをいう。医学的には、2歳以下の乳幼児と定義されており、中でも生後半年ぐらいまでの時期は特に注意が必要である。

認可外保育施設

児童福祉法に規定されておらず、児童福祉法に定める基準により認可されていない保育施設のこと。

認可保育所

国が定める設置基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの。

妊娠高血圧症候群

妊娠時に高血圧を発症した場合をいう。妊娠34週未満で発症した場合、重症化しやすく注意が必要。重症になると妊婦は血圧上昇、たんぱく尿に加えてけいれん発作、脳出血、肝臓や腎臓の機能障害、肝機能障害に溶血と血小板減少を伴うHELLP症候群等を引き起こすことがある。また、胎児の発育が悪かったり、胎盤が子宮の壁からはがれて胎児に酸素が届かなくなり、胎児の状態が悪くなり、場合によっては胎児がなくなってしまうことがある等母子ともに危険な状態となることがある。

妊娠糖尿病

妊娠中に初めて発見された糖代謝異常。妊婦には妊娠高血圧症候群、羊水量の異常、肩甲難産、網膜症・腎症およびそれらの悪化、胎児には流産、形態異常、巨大児、心臓の肥大、低血糖、多血症、電解質異常、黄疸、胎児死亡等どちらにもさまざまな合併症が起こる。

認定こども園

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されているもの。親の就労状況に関わらず教育・保育を一体的に提供すること、子育て相談など地域での子育て支援の実施が2つの主たる事業となる。

認定こども園には、①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型の4種類がある。

八行

ハイリスクアプローチ

健康障害を引き起こす可能性のある集団の中から、より高いリスクを持っている人に対して働きかけをすること。

病児・病後児保育

病院や保育所等の施設の専用スペースで病児・病後児を一時的にあずかる事業のこと。子育てと就労の両立支援の一環として実施している。

ファミリー・サポート・センター事業

仕事や家庭の都合で育児の手助けをしてほしい方（依頼会員）と、心身ともに健康で子育てに意欲と理解があり育児の手助けをしたい方（提供会員）が、お互いに助け合い育児のサポートを行う会員制の相互援助活動である。この事業は、会員同士の信頼関係によって成り立つもので、仕事と育児を両立させ、地域で安心して子育てができる環境づくりをめざしている。

フッ化物洗口

一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて、ブクブクうがいを行う方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効な方法であり、保育所や小中学校において集団で実施することによって、集団でのむし歯予防効果が期待できる。

放課後子ども教室

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画（ボランティア活動等）を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業のこと。

ポピュレーションアプローチ

健康づくりの進め方の一つで、健康状態や生活環境に関わらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ、全体をよい方向にシフトさせていくこと。

女川町子ども・子育て支援計画(第2期)

〔 女川町子ども・子育て支援事業計画
女川町次世代育成支援行動計画
女川町母子保健計画 〕

令和2年3月

発行:女川町(健康福祉課)

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話:0225-54-3131(代表)

